

令和5年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(10月5日)

令和5年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和5年10月5日
午前10時 開議

1 出席議員

奥村順一	議員
田邊晴美	議員
中村正公	議員
福田佐世子	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
奥田俊夫	議員
木村武壽	議員
奥村文浩	議員
語堂辰文	議員
田中智之	議員
宮園智子	議員
塚本五三藏	議員
辻徹	議員
稲吉道夫	議員
岡本里美	議員
角谷陽平	議員
徳永未来	議員
中村麻伊子	議員
藤田智晴	議員
松峯茂	議員
山崎匡	議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
西島寛道	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事

川 島 修 啓	施設部理事
池 本 篤 史	施設部次長
花 畑 久仁浩	会計管理者
橋 本 哲 也	総務課長
山 田 貴 士	業務課長
川 戸 辰 也	施設課長
長 野 満佐志	クリーンパーク折居所長
山 内 皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
別 所 尚 紀	エコ・ポート長谷山所長
馬 渕 武 志	グリーンヒル三郷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

親 見 善 人 議会事務局長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第18号	監査委員の選任同意を求めるについて
日程第 5 議案第19号	令和4年度城南衛生管理組合一般会計 歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第20号	財産の取得について
日程第 7	休会について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第7

午前10時00分 開会

○稲吉道夫議長 皆さん、おはようございます。

会議前に先般、井手町長に就任されましたことに伴いまして、城南衛生管理組合副管理者に就任されました西島寛道町長より、皆様にご挨拶をいたしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

西島副管理者。

○西島寛道副管理者 皆さん、おはようございます。議長からのお許しを得ましたので、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

去る8月28日付をもちまして、町長に就任しました西島と申します。それに伴い、この城南衛生管理組合の副管理者というところを仰せつかりました。どうぞ皆様方には、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○稲吉道夫議長 続きまして、会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。
ただ今の出席議員数は22人全員であります。これより令和5年10月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○稲吉道夫議長 日程第1、諸報告を行います。
城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果5件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○稲吉道夫議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、原田周一議員、宮園智子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○稲吉道夫議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から11月29日までの56日間といたしたいと思ます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は56日間と決定いたしました。

日程第4 議案第18号 監査委員の選任同意を求めるについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第4、議案第18号、監査委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） おはようございます。
本日、ここに令和5年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ます。

それでは、ただ今議題となりました議案第18号、監査委員の選任同意を求めるについての提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、平成27年11月のご就任以来、今日までの長きにわたり、ご指導いただいております小川監査委員の任期が本年11月27日に満了いたしますことから、知識、経験を有する者から選任する監査委員につきましては、新たに内座元巳氏をお願いいたしたく、本組規約第11条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

このたび、新たに選任同意をお願いいたします内座元巳氏は、本年3月に定年退職されるまで、久御山町職員としてご活躍されており、その豊かなご見識と公正不偏の立場から、組合事務事業の公正、的確な執行につきましてご指導をお願いいたしたく、選任の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、これに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、第18号議案はこれに同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○稲吉道夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第19号 令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○稲吉道夫議長 次に、日程第5、議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます、令和4年度歳入歳出決算に係ります主要な施策の成果説明書、並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調書のほかに、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出いたすものでございます。

なお、参考資料として、令和4年度の決算額を基礎といたしました統一的な基準による財務書類を作成いたしておりますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

決算に係ります詳細につきましては、会計管理者よりご説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 次に、決算の計数について説明を求めます。

花畑会計管理者。

○花畑久仁浩会計管理者（登壇） おはようございます。

それでは、議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算について、計数的なご説明を申し上げます。

最初に、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概要を説明させていただきます、次に、その詳細を記載しております附属書類の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、順に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、歳入の決算でございますが、決算書の1ページと2ページをご覧ください。

歳入の総額につきましては、2ページの表、下段に記載しております。収入済額の合計は63億1,996万1,744円、不納欠損額の合計9万1,050円、収入未済額の合計49万3,690円で、1ページの表、下段、予算現額の合計64億2,575万4,000円に対し、2ページの表、下段右側に記載しております予算現額と収入済額との比較で1億579万2,256円の減額となっております。

次に、歳出の決算でございますが、3ページと4ページをご覧ください。

歳出の総額につきましては、4ページの表、下段左側に記載しております。支出済額の合計62億1,186万9,312円、翌年度繰越額の合計1億5,480万7,000円、不用額の合計5,907万7,688円となり、3ページの表、下段、予算現額の合計64億2,575万4,000円に対し、4ページの表、下段右側に記載しております予算現額と支出済額との比較で2億1,388万4,688円の差引き残額となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引き残額は3ページの欄外に記載しております1億809万4,432円となっております。

なお、この歳入歳出差引き残額の中には、繰越明許費の繰越額4,120万7,000円が含まれております。

以上が令和4年度の決算書の概要でございます。

続きまして、決算書の詳細につきまして、次の5ページからの事項別明細書をご覧ください。

初めに、歳入でございますが、5ページから10ページに記載しております。

それでは、5ページと6ページをご覧ください。

表の上段に記載しております款1、分担金及び負担金でございます。分担金は、構成市町からいただいているものであり、歳入決算の多くを占めております。予算現額及び調定額34億9,534万円に対し、収入済額は調定額どおり増額となっております。

次に、同じページの表、中段に記載しております款2、使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額は4億2,034万3,000円、調定額4億2,260万4,878円に対し、収入済額は4億2,202万138円となっております。

なお、主な収入につきましては、同じページの表、下段に記載しております、衛生手数料収入済額4億2,082万2,402円でございます。また、この中には6ページの備考欄に記載しております、し尿処理手数料の還付未済額4万5,150円が含まれております。

次に、同じページの表、下段に記載しております款3、国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、ごみ中継施設更新事業及びクリーン21長谷山長寿命化事業に係る財源としまして、予算現額及び調定額5億3,735万3,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じページの表、下段に記載しております款4、府支出金でございます。府支出金につきましては、クリーン21長谷山の放水銃共同更新事業及びエコ・ポート長谷山の受入供給設備共同更新事業の財源としまして、予算現額はゼロ円、調定額1,073万7,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

続きまして、7ページと8ページをご覧ください。

表の上段に記載しております款5、財産収入でございます。財産収入につきましては、予算現額は1億5,930万8,000円、調定額1億5,243万7,008円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

なお、主な収入につきましては、表の中段に記載しております、物品売払収入の収入済額1億5,235万6,146円でございます。物品売払収入は、缶及びペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物の売払収入でございます。

次に、同じページの表、中段に記載しております款6、繰入金でございます。繰入金につきましては、予算現額は1億6,759万6,000円、調定額1億6,759万7,016円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じページの表、下段に記載しております款7、繰越金でございます。

繰越金につきましては、予算現額は6,026万5,000円、調定額6,026万5,292円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じページの表、下段に記載しております款8、諸収入でございます。

諸収入につきましては、予算現額は3億1,714万9,000円、調定額3億1,941万2,290円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

なお、主な収入につきましては、9ページと10ページをご覧ください。

表の上段に記載しております発電収入の収入済額は2億7,732万6,636円、雑入の収入済額は4,202万3,384円でございます。発電収入は10ページの備考欄上段に記載しております。クリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の余剰電力売却収入であり、また雑入の明細につきましては、10ページの備考欄、中段に記載しておりますので、ご覧おき願います。

次に、同じページの表、中段に記載しております歳入の最後でございます。

款9、組合債でございます。組合債は、令和4年度のごみ中継施設更新事業債であり、予算現額は12億6,840万円、調定額11億5,480万円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

以上が歳入決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページから26ページに記載しております。

それでは、11ページと12ページをご覧ください。

表の上段に記載しております款1、議会費でございます。議会費につきましては、予算現額465万9,000円に対し、支出済額は436万2,637円であり、不用額は29万6,363円となっております。

次に、同じページの表、中段に記載しております款2、総務費でございます。

総務費につきましては、予算現額4億8,591万9,000円に対し、支出済額は4億7,685万8,217円であり、不用額は906万783円となっております。

なお、主な不用額としましては、一般管理費の不用額831万4,885円でございます。

次に、ページが飛びまして、15ページと16ページをご覧ください。

表の下段に記載しております款3、衛生費でございます。衛生費は工場各施設の経費が中心となっており、予算現額53億3,080万円に対し、支出済額は51億2,897万9,195円であり、不用額は4,701万3,805円となっております。

なお、主な不用額としましては、清掃総務費の不用額456万7,122円、次の17ページと18ページの表、下段に記載しております、し尿処理費の不用額417万1,163円、次の19ページと20ページの表の中段に記載しております、ごみ焼却費の不用額2,263万2,940円、同じページの表、下段に記載しております、ごみ中継費の不用額134万5,469円、次の21ページと22ページの表、中段に記載しております、リサイクル費の不用額494万6,591円、同じページの表、下段に記載しておりますごみ破碎費の不用額437万4,971円、次の23ページと24ページの表の中段に記載しております、ごみ埋立費の不用額387万3,300円などがございます。

次に、25ページと26ページの表、中段に記載しております款4、公債費でございます。公債費は、借金の返済でございます。予算現額6億181万8,000円に対し、支出済額は6億166万9,263円であり、不用額は14万8,737円となっております。

次に、同じ表の下段に記載しております款5、予備費でございます。

予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算の執行過程におい

てその一部を充用し、支出しております。その支出額の合計は25ページの表、下段に記載しております、予備費支出及び流用増減の欄の244万2,000円であり、それを充用いたしました。明細につきましては、26ページの備考欄に記載しておりますのでご覧をお願いします。

以上が歳出決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

次の27ページをご覧ください。

歳入総額63億1,996万1,744円に対して歳出総額は62億1,186万9,312円となっており、歳入歳出差引額は1億809万2,432円でございます。

なお、の中には翌年度へ繰り越すべき財源として、クリーン21長谷山、混練機用電動機購入事業と、新事務所棟建設事業等が含まれており、繰越明許費繰越額は4,120万7,000円となっております。よって、この額を差し引いた実質収支額は6,688万5,432円となっております。

以上が実質収支に関する調書についての説明でございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

次の28ページをご覧ください。

公有財産のうち土地につきましては、表の左側に記載しております。土地の決算年度末、現在高の合計は18万4,177.33m²であり、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては、同じ表の右側に記載しております。建物の決算年度末現在高の合計は4万4,123.47m²であり、沢中継施設の建設により2,264.08m²の増加となっております。

次に、物品につきまして、ご説明申し上げます。

29ページをご覧ください。

29ページの表、下段の合計欄に記載しております決算年度中の増減高は20物品が増加し、1物品減少となっております。これにより、決算年度末現在高の合計は87物品となっております。

最後に、基金につきましてご説明申し上げます。

30ページをご覧ください。

最初に、上段の表、財政調整基金でございますが、決算年度中の増減高は、一般会計からの積立金並びに運用益で2,902万1,707円増加し、決算年度末の現在高は4億844万2,505円となっております。

次に、下段の表、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金でございますが、決算年度中の増減高は市町分担金からの積立金並びに運用益で760万9,155円増加し、一方で、令和4年度はし尿収集運搬委託企業転廃業助成金の最終年度でありましたので、その財源として1億6,759万7,016円を取り崩したことにより、決算年度末の現在高はゼロ円となり、当該助成基金も廃止となっております。

以上、令和4年度決算についての計数説明をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○稲吉道夫議長 この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

小川代表監査委員。

○小川 均代表監査委員（登壇） 皆さん、改めまして、おはようございます。監査委員の小川でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

令和4年度におきます決算審査が催されまして、非常に今年はコロナ禍も落ち着きましたんですけれども、非常に猛暑でございました。その中でも職員が非常に協力をしていただきまして、ここに出席していただいているんですけど、無事終わることができました。本当に感謝を申し上げたいと思います。

全体的には非常に細かなところまで見せていただいたんですけど、適正な処理をされておったということで報告をさせていただきたいと思います。詳細におきましては、ちょっと文書で落としておりますので、朗読をさせて、説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、地方自治法第233条2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の概要を報告させていただきます。

決算の審査は9月8日に、ここに出席していただいております奥村監査委員さんとともに、本組合において実施をいたしました。審査の対象は令和4年度一般会計歳入歳出決算についてでございます。審査の方法としまして、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認し、決算計数については歳入簿、歳出簿及び証拠書類、その他関係諸帳簿、並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても決算と比較分析等によって検討を加えながら、関係職員から説明聴取や質問を行う中で審査を行いました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び附属書類は法令の規定に、準拠して作成されており、その計数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に、概要でございますが、予算現額64億2,575万4,000円に対する決算額は、歳入が63億1,996万1,744円、歳出が62億1,186万9,312円であります。歳入歳出差引残額は1億809万2,432円ですが、うち繰越明許費繰越額が4,120万7,000円ありますので、実質収支額は6,688万5,432円となっております。なお、決算を前年度と比較をいたしますと、歳入は17億8,640万2,649円、前年度に対しますパーセンテージが39.4%、歳出につきましても、17億3,857万5,509円、前年度に対しまして38.87%とともに増額となっております。細目の数値、比率については、お手元に配付されております決算意見書をご覧くださいと存じます。

また、令和4年度決算の参考資料として、今年度も財務書類が作成されており、行政サービスに要した費用や、それに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございますが、私ごとでございます。長い間、皆様方や職員の皆様非常に世話になり、先ほど管理者からありました、同意案件でもあります。このたび2期8年

という、長いようで短かったんですけども、おかげさまで無事務めさせていただき、このたび退任ということになりまして、本当に皆様方にはお世話になり、ありがとうございます。

先ほど同意案件でございます久御山町の内座さんという代表監査委員さんが、今後私のあとを継いでいただくということでございます。非常に経験豊富な方でもございますので、どうぞ私同様よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、奥村順一議員、中村正公議員、原田周一議員、奥田俊夫議員、田中智之議員、宮園智子議員、辻徹議員、岡本里美議員、角谷陽平議員、徳永未来議員、中村麻伊子議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

ただ今選任されました決算特別委員会の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告をお願いします。

小川代表監査委員におかれましては、これにて退席されます。どうもお疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時47分 再開

○稲吉道夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には、八幡市選出委員、奥村順一議員が、副委員長には、井手町選出委員、奥田俊夫議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第6 議案第20号 財産の取得について

○稲吉道夫議長 次に、日程第6、議案第20号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今、議題となりました議案第20号、財産の取得についての提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、現在令和6年度供用開始に向け建設しております、新事務所棟に設置いたします映像、音響機器等を取得するものでございます。

議案第20号の参考資料をご覧ください。

主な取得機器でございますが、議会開催時には議場となります2階大会議室において、研修や環境教育等に活用いたします固定型カメラやプロジェクター、大型スクリーン、また1階エントランスホールに設置するデジタルサイネージ、同じく1階の研修コーナー用モニターなど、映像音響機器でございます。令和5年9月11日にその主たる営業所が当組合の構成市町にあることなどの条件付一般競争入札を実施いたしました結果、4の入札結果のとおりとなりましたことから、本日、本組合議会の議決に付すべく契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、株式会社伊藤電気と、税込み2,255万円で備品購入契約を締結し、財産を取得することについて、議会の議決を賜りたく提案を行うものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。
これより、議案第20号を採決いたします。
議案第20号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第7 休会について

○稲吉道夫議長 次に、日程第7、休会についてを議題といたします。
お諮りいたします。
議事の都合により、10月6日から11月28日までの54日間を休会いたしたい
と思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 ご異議なしと認めます。よって、10月6日から11月28日までの54日間を休会することに決定いたしました。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
なお、一般質問の通告締切りは11月8日午後5時までとなっておりますので、ご承
知おきを願います。
次回は11月29日午前10時から会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 稲吉 道夫

副議長 福田 佐世子

議員 原田 周一

議員 宮園 智子

第2号

(11月29日)

令和5年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和5年11月29日

午前10時 開議

1 出席議員

奥村順一	議員
田邊晴美	議員
中村正公	議員
福田佐世子	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
木村武壽	議員
奥村文浩	議員
語堂辰文	議員
田中智之	議員
宮園智子	議員
塚本五三藏	議員
辻徹	議員
稲吉道夫	議員
岡本里美	議員
角谷陽平	議員
徳永未来	議員
中村麻伊子	議員
藤田智晴	議員
松峯茂	議員
山崎匡	議員

欠席議員 奥田俊夫 議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
川田翔子	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
西島寛道	副管理者
野村賢治	専任副管理者
山本晃治	事業部長
栗山淳彦	施設部長

池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
池本篤史	施設部次長
花畑久仁浩	会計管理者
橋本哲也	総務課長
山田貴士	業務課長
川戸辰也	施設課長
長野満佐志	クリーンパーク折居所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
別所尚紀	エコ・ポート長谷山所長
馬淵武志	グリーンヒル三郷山処長

3 職務のため議場に出席した職員

親見善人 議会事務局長

4 議事日程

日程第 1 諸報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 19 号 令和 4 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 21 号 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第 5 議案第 22 号 令和 5 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 6

午前 10 時 00 分開議

○稲吉道夫議長 おはようございます。

会議前に、先般、八幡市長に就任されましたことに伴いまして、城南衛生管理組合副管理者に就任をされました川田翔子市長より、皆様にご挨拶をいたしたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

川田副管理者。

○川田翔子副管理者 皆さん、おはようございます。

議長からお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る、11月12日に執行されました八幡市長選挙におきまして、市民の皆様のご信託を賜り、市長に当選させていただきましたことに伴いまして、城南衛生管理組合副管理者に就任させていただきました川田翔子でございます。

今般、副管理者に就任したことにより、責任の重大性を感じております。今後は、副管理者の責務を果たすべく頑張ってまいりますので、議員各位の皆様におかれましても、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げて、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○稲吉道夫議長 よろしくお願いたします。

続きまして、会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。奥田議員より欠席の届け出が出ておりますので、ご報告をいたします。

ただ今の出席議員数は、21人でございます。既に定足数に達しておりますので、これより令和5年10月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○稲吉道夫議長 日程第1、諸報告を行います。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧お願いたします。

日程第2 一般質問

○稲吉道夫議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

語堂議員。

○語堂辰文議員(登壇) おはようございます。10番議員、語堂辰文です。通告に沿って順次質問いたしますので、よろしくお願いたします。

最初に、城南衛生管理組合の各施設の受水と排水についてであります。まず、受水について質問をさせていただきます。

城南衛生管理組合は、各構成自治体と受水契約を結ばれ、各施設に受水されております。今、京都府は水道の広域化を目指しており、将来的には府営水道に統一する計画が進められようとしています。しかし、現状は自己水だけの宇治田原町を除き、水道水は各自治体の自己水と府営水がブレンドされており、府営水の契約水量との関係で、水道水の単価は一定ではございません。

そこで、衛管の各施設の受水先、そして受水量、どのようになっているのか。また、各受水先の受水単価はどのようになっているのかお聞きをいたします。まとめてお聞きしますので、よろしくお願いたします。

質問の第1でございますが、衛管の各施設の受水先、受水量について、クリーンパー

ク折居、そしてクリーン21長谷山、その他の施設の受水先と受水量をお聞きします。

次に、質問の第2でございますが、それぞれの受水先ごとの水道水の単価について伺います。

次に、各施設の排水についてであります。城南衛生管理組合の各施設では、操業以来、環境基準に沿って厳格な排水処理が実施されているとお聞きをいたしておるところでございます。そこでその排水先と、排水の水質についてお聞きをいたします。

質問の第1でございますが、各施設の排水先について伺います。クリーンパーク折居の排水先、クリーン21長谷山の排水先、その他の施設の排水先についてお聞きをいたします。

質問の第2でございますが、各施設の排水の水質について伺います。それぞれの水質についてお聞きします。なお、奥山排水処理施設とグリーンヒル三郷山の放流水水質基準値の違い。これは、先日いただきました事業概要の中で、奥山の排水処理施設並びにグリーンヒル三郷山、それぞれ基準値があるわけでございますが、かなりの違いがありますので、この点についてお聞きをいたします。受水・排水については以上でございます。

最後に、城南衛生管理組合の労働安全衛生についてであります。この8月に、クリーン21長谷山での人身事故について事務局よりご連絡をいただきました。詳細については、今月20日の廃棄物処理常任委員会で報告がございました。以前にもこのような事故があったとお聞きをいたしますが、ささいな見落としやミスの積み重ねが重大事故につながるとも言われております。

そこで、城南衛生管理組合の労働安全衛生や、今回の事故についてお聞きをいたします。

質問の第1は、各施設の労働安全衛生委員会の開催状況と、その内容についてお伺いをいたします。労働安全衛生委員会の構成と開催の状況、なお、今年度の労働安全衛生委員会の主な審議内容についてお知らせをお願いいたします。

質問の第2は、過去3年間、労災事故について伺います。これについても各施設での事故件数、それぞれの事故原因、また、事故防止の対策についてお聞きします。

質問の第3でございますが、クリーン21長谷山で、今回の事故について伺います。これまでに事故予測の報告があったのかなかったのか、有無ですね。また、今月に実施がされたら報告されておりますけれども、安全研修の主な内容について伺います。

最後に、今回の事故も含めて、管理者の釈明と申しますか、ご意見もお聞きをしたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○稲吉道夫議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長（登壇） それでは、私の方から、各施設の水道水の受水及び排水について、また、水質についてお答えさせていただきます。

まず、受水先についてですが、本庁、クリーンピア沢及び沢中継施設のある、この沢エリアはまとめて八幡市から給水を受けております。クリーンパーク折居は宇治市か

ら、グリーンヒル三郷山は宇治田原町からそれぞれ給水を受けております。クリーン21長谷山、リサイクルセンター長谷山、エコポート長谷山及び奥山排水処理施設等がある長谷山エリアについても、まとめて宇治田原町から給水を受けております。

受水量につきましては、令和4年度の実績量で、水道水の単価については令和4年度の平均単価、年間の水道料金割ることの年間の給水量でお答えさせていただきます。本庁、クリーンピア沢及び沢中継施設のある沢エリアは、年間約1,500m³で、平均単価は238円です。クリーンパーク折居は年間約1万3,000m³で、平均単価が321円となっております。また、グリーンヒル三郷山は年間約300m³で、平均単価120円となっております。クリーン21長谷山、リサイクルセンター長谷山、エコポート長谷山及び奥山排水処理施設のある長谷山エリアは、年間2万2,000m³で、平均単価は190円となっております。

次に、排出先についてであります。各施設の排出先ですが、沢エリアにつきましては八幡市の下水道へ、クリーンパーク折居は宇治市の下水道へ排出しております。グリーンヒル三郷山は田原川へ放流しております。また、長谷山エリアの排水は、クリーン21長谷山及び奥山排水処理施設でそれぞれ処理した排水を合わせて、長谷川へ放流しております。

次に、排水の水質についてであります。排水の水質については、法令等を遵守して処理した上で放流しており、成果説明書の記載のとおり、法の基準値に対して十分低い値となっております。

最後に、奥山排水処理施設とグリーンヒル三郷山の放流水基準の違いについてであります。奥山排水処理施設とグリーンヒル三郷山の放流水質基準値の違いの理由については、通常、最終処分地は廃棄物処理法のみが適用されるため、グリーンヒル三郷山は廃棄物処理法のみ適用となります。一方、奥山排水処理施設につきましては、焼却施設であるクリーン21長谷山と同じ敷地内にあるため、水質汚濁防止法の適用も受けていることから、基準値が異なるものです。

以上、私からのお答えです。

○稲吉道夫議長 山本事業部長。

○山本晃治事業部長（登壇） 私からは、労働安全衛生についてのご質問にお答えいたします。

まず、安全衛生委員会の構成と開催状況についてでございます。安全衛生委員会は総括安全衛生管理者、事業部長が担当しておりますが、1名。統括安全管理者、こちらは施設部長が担当しておりますが、1名。安全管理者、こちらは施設を所管する所属長が担当しておりますが、6名。衛生管理者及び安全運転管理者、各1名。労働安全または衛生に関し経験を有する者としまして、労働組合の推薦に基づき指名する者9名の、合計19名で構成しております。

安全衛生委員会の開催状況でございますが、年12回開催しております。定例的な委員会や安全衛生に関する研修を実施しております。また、必要に応じて臨時の委員会を開催しております。また、委員会の開催結果につきましては、庁内ポータルサイトの

掲示板に掲示し、情報共有に努め、全職員が共通認識を持てるようにしております。

次に、今年度の委員会の主な審議内容でございますが、発生した労働災害等の報告、令和4年度の安全衛生活動の実績報告及び令和5年度の計画内容の確認、全国安全週間及び全国労働衛生週間の取組内容の協議、年2回、専任副管理者を含めました幹部職員で実施しております安全巡視及び衛生巡視結果の報告、定期健康診断結果の報告、クリーン21長谷山人身事故の対策協議等を調査、審議したところでございます。

続きまして、労災事故についてでございますが、令和2年度から令和4年度の3年間で、公務災害認定の事故は4件発生しております。施設ごとの内訳は、クリーン21長谷山で2件、クリーンパーク折居で1件、本庁で1件となっております。これらの事故の原因と対策でございますが、クリーン21長谷山において発生した1件目につきましては転倒による右手親指骨折で、事故原因は、床面が滑りやすくなっていたため、対策といたしまして、滑り止めの防止塗料で塗装を施しております。

クリーン21長谷山の2件目につきましては、車両荷台からの荷下ろし中に、パイプとパイプの間に指を挟まれたことによる左手人さし指打撲でございます。事故原因は、車両の荷台から落ちきらなかった、不安定な状態のパイプを手で取り除こうとしたことであり、対策として、手で取り除くのではなく、車両を前進させて落下させる手順について周知を図りました。

クリーンパーク折居において発生した事故は、玄関、エントランスホールの壁面に設置しておりますモニターのとの接触による右頭部裂傷で、事故原因は、作業中、足元を注意するあまり、頭上のモニターが視界に入らなかったためであり、対策といたしまして、モニターの角にクッション材を取付けますとともに、作業を行うときは、作業前に付近の障害物等の有無を確認し、安全に配慮した作業を行うこととしております。

本庁において発生しました事故は、公用車で事故による頸椎捻挫等でございます。事故原因は運転者の居眠り運転によるもので、対策といたしましては、交通安全研修におきまして、事故発生時のドライブレコーダーの動画を全職員に見せまして、睡眠不足、体調が悪いときは運転をしない。運転中に眠気や体調不良を感じたときは、運転を継続しないことを職員に徹底をいたしました。

続きまして、このたびのクリーン21長谷山での事故についての事故予測、いわゆるヒヤリハットについてでございますが、令和3年度にはクリーン21長谷山において、独自にヒヤリハット調査を実施し、68件の報告がございました。また、令和4年度には全所属においてヒヤリハット調査を実施し、合計80件の報告がございましたが、今回事故のあった作業についてのヒヤリハットの報告はございませんでした。なお、ヒヤリハットの報告がありましたものにつきましては、それぞれ対策を講じております。

しかしながら、今回の事故を受けまして、職員に対する作業実態調査を行いましたところ、88名中5名の職員から、電源を入れたままで回転体への接触を行ったことがあるとの回答がございました。この結果を受けまして、今回、実施を予定しております安全研修につきましては、何気ない危険動作の撲滅を目的といたしまして、危険動作の恐ろしさを組合での過去の事故例から学ぶとともに、職場の重大事故を防ぐためには、職員一人一人の気づきを共有すること、ヒヤリハットの取組の重要性を再認識する内容といたしております。

以上でございます。

○稲吉道夫議長 野村専任副管理者。

○野村賢治選任副管理者（登壇） 私の方から、今回の事故についてお答えをさせていただきます。

当組合の基本方針の第1は、安心・安全な工場運営でございます。工場で事故が起こったということは、基本方針にある最も大事なことができていなかったということでございまして、現場を預かる専任副管理者として、改めておわびを申し上げます。

安心・安全な工場運営は、住民の皆さんにとっての安心・安全というだけでなく、職員や委託先企業の従事者にとっての安心・安全でもございます。また、従事者が自身の安心・安全を考えて、ルールどおりに1つ1つの作業を的確に行うことが、工場における各種の事故を防止することにもつながり、それが住民にとっての安心・安全でもございます。今回の事故を踏まえまして、改めて一人一人が確実な処理を行うこと、また、そのための意識啓発について実践に努めてまいりたいと考えております。

○稲吉道夫議長 語堂議員

○語堂辰文議員 順次、第2質問ということでお願いしたいと思います。

まず、1点目の受水の関係。これ、お聞きしますと、城陽市を除いてといいますか、城陽市、久御山町、井手町を除いて、それぞれのところから受水されているということでございます。受水の量も、それぞれ多少はございますけれども、一番多いのが長谷山の受水ということでございましたが、これは、単価の方をお聞きしますと、それぞれ異なっていると。今お聞きしました中で、 m^3 当たりの単価が、宇治田原町が一番安いということでございます。お聞きしますと、宇治田原町では全てが自己水、いわゆる地下水を利用されているようにもお聞きをいたしております。そこでやはり、この単価については、京都府の方では広域化ということで府営水に一本化して、単価を統一というようなお話もございますけれども、それぞれの市町で単価が違うということでございますけれども、やはり受水の契約を結んでいただいていると思っておりますけれども、この中で、そういう単価についても、契約の中で進めていただきたいと思っております。

それで、この受水の、いわゆる城陽市の長谷山にございますクリーン21長谷山ですね、ここについては、先ほどお聞きしましたら宇治田原町ということでございますが、城陽市からの受水となっていない理由。もう1点は、今度は排水の方でございますが、このクリーン21長谷山の排水については長谷川ということでございます。クリーン21の位置からしますと、長谷川までの距離が結構あると思うんですけども、この間の、排水の経路について、どのようになっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

2つ目の、今回の事故についてお聞きをいたします。大変、今回のことで対策の会議とかをされているということでございますが、何よりも、毎月安全衛生委員会をされていると。そして、ヒヤリハット、これについては一昨年で68件、昨年は80件ということでございました。この中で、これまで、今回のような事故、今回は幸いにもといい

ますか、当事者の方につきましては大変だったと思うんですけれども、接合手術がされて、現在は従事されている、復帰されているというふうにもお聞きしているわけですが、この3年間以前に、かなり大きな事故があったというふうにお聞きしています。この件についてはどうなったのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○稲吉道夫議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長（登壇） それでは私の方から、クリーン21、長谷山エリアの方です、こちらの方が、城陽市にありながら、なぜ宇治田原町から給水を受けているのかという質問だったと思います。この点につきましては、平成26年から宇治田原町の方から給水を受けております。なぜ宇治田原町から給水したのかという理由ですが、これは平成23年度の廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会のごときにご報告させていただいた案件であります。クリーン21長谷山の上水給水の切り替えということでご説明をさせていただいているところです。

これは、昭和50年から城陽市の方から給水を受けておりました。要するに、城陽市の方から給水を受ける設備自体の老朽化というのが1つ、ポイントとしてございます。当時、平成23年度にご報告させていただいた時点でも、35年が経過し、老朽化した状況でありましたので、まず老朽化しているよというところが1点でございます。

2点目は、この間、城陽市の方から給水を受けるに当たって、民間施設、自衛隊の土地等に配管でつないでおります。地形的に山間部でありまして、雨が降ると、河川状態になり、配管がむき出しになる、または雨によって道路が崩落して、配管自体が破損するという事案がたびたび起こっております。クリーン21長谷山は焼却工場であります。周りにはリサイクルセンター長谷山もございまして、エコポート長谷山もございまして。安心・安全な工場運転を果たすためには、安定した水の供給が必要だということで、先ほど申しました老朽化の時期であったことと、これまで、山間部を通過しております配管が、自然災害により破損等が発生することが多くございましたので、安定的な供給先ということで宇治田原町の方から供給をさせていただいたというところでございます。

2点目の、長谷山から長谷川への放流の関係であります。これは、クリーン21長谷山エリア一帯を専用排水管、管の延長は約3キロでございます。これで、専用管により長谷川の三面張りにある箇所まで放流をしているところでございます。

次に、3年前以前の重大事故ということであります。私の記憶、今手元でございますものでしたら、まず、最も新しいところだと平成28年、これは職員ではございませんけれども、委託業者における事故がございました。これはリサイクルセンター長谷山でございました。

リサイクルセンター長谷山では、プラスチック容器包装を処理しております。委託業者の方がその業務を請け負ってございまして、容器包装のプラスチックを固める機械がございまして、その機械が作動中に腕を入れて、詰まったごみを取ろうとして挟まったということであります。これは腕の切断事故ということで、非常に大きな事故でございました。

その前で、私どもの職員で言いますと、私の記憶では平成21年度、これはリサイクルセンター長谷山の、その前の破碎処理施設ですが、奥山リユースセンターというところで、破碎機の中で破碎されたものが、トロンメルという筒状の中でごみが選別されていく。このトロンメルの筒の大きさによって、可燃物、不燃物の仕分けがされる設備ですけれども、当時、奥山リユースセンターで停電が発生しました。各職員は各機器の点検に入りました。ある職員は、そのトロンメルの中に入って点検を行っていました。他の職員は電源復旧に向かいました。その電源復旧をすると同時に、全ての機械が作動してしまい、トロンメルにいた職員がホッパーに落下し、4～5メートルなんですけれども、左足の膝から下を全て骨折したというところでございます。

以上でございます。

○稲吉道夫議長 語堂議員

○語堂辰文議員 大変詳しくご説明をいただきました。城陽市からの受水をされていたことについて、それが宇治田原町に切り替えられた経過もお聞きをいたしました。今度、やはり、そういう安全といいますか、安心して工場の稼働ができますように、十分に対応をお願いしたいと思います。なお、もう第3は質問できませんのであれですけれども、排水の方で、長谷川までの、これをしていただけるということでございますが、くれぐれも、いわゆる衛管の方でつくっていただいていますこの基準ですね、これを厳守していただきまして、安全な排水の方を継続していただきたいと思っております。

なお、事故の方につきましてでございますが、今お聞きしましたらそれ以前にもあったと、大きな事故もあったということをお聞きしているわけでございますけれども、安全衛生委員会、その中におきまして徹底していただいている中で、そういうヒヤリハットの、届け出の件数も増えているように聞いているわけでございますが、来年4月から、いわゆる、大きく運送なり、また、様々な業務で、そういう基準が厳格になってまいります。とりわけ、先ほど居眠り運転の話がございましたけれども、この衛管の中で、各種の機械を扱われる業務、また運送の業務、様々な業務がございます。その中でさらに、この安全衛生に努めていただきますように強くお願いを申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲吉道夫議長 これにて、一般質問を終結いたします。

日程第3 議案第19号 令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○稲吉道夫議長 次に、日程第3、議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます前に、議員各位ご承知のとおり、決算書附属書類の中で誤りがありましたことに対しまして、理事者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 まず初めに、間違いの経過と今後の対応についてご説明をさせていただきます。経過といたしましては、令和6年度の機構改革に関する業務量を確認するため、移管業務であります剪定枝の受入れ件数等を所管しておりますクリーン21長谷山に照会しましたところ、令和4年12月の搬入量が計量システムの保存データと合致しないことが判明しました。その原因を確認していきますと、令和4年12月8日に搬入されました剪定枝0.36トン。車両台数1台分ですが、これが漏れていることが判明し、この漏れた原因は、搬入データを「市町直営」と入力すべきところ、「指示書（事業系）」かつ「無料」という、誤った入力をしたことによるものであることが分かりました。このため、本来、無料の事業系というのは想定されておりませんので、市町の搬入量の集計データから漏れてしまうことになってしまったものでございます。これによりまして、令和4年度の一般廃棄物処理実績書の一部数値が誤りとなり、実績書の数値をもとに作成されました成果説明書に誤りが生じる結果となったものでございます。

今後の対応としましては、入力されたデータが集計データに反映されなかったことについては、集計データの設定を変更し、計量システムの搬入データが全て集計できるように改め、これは既に改修をしております。また、入力ミスがあった場合でも、これを早期に発見するため、日々の報告書段階で、受付担当者が市町の発行する搬入指示書と計量データを照合し、確認するとともに、翌週には再度、別の担当者が1週間分のデータを照合し、確認を行うこととしました。また、搬入車両台数についても、搬入指示書と突合することで、集計漏れのないよう万全を期してまいりたいと考えております。

今回は、決算特別委員会でご審議をいただいた後に数字の誤りが判明し、多大なご迷惑をおかけすることになってしまいました。そもそも、議会に提出いたします時点で、数字のチェックも含め、完全な形で準備をさせていただくべきものでございます。今回の間違いにつきましては深く反省し、改めて心からおわびを申し上げます。今後は、二度とこのようなことがないよう、職員一同、気を引き締めて業務に当たってまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

○稲吉道夫議長 これより決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、奥村順一議員。

○奥村順一議員（登壇） ただ今議題となりました、議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査についての、決算特別委員会における審査経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会は、去る10月5日の本会議において設置をされ、議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、奥村が、副委員長には奥田委員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は10月18日に招集し、説明には正副管理者をはじめ、専任副管

理者並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、交際費及び予算費については、一括して行い、次に衛生費、歳入については全款、実質収支に関する調査書及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定いたしました。

次に、審査の結果であります。議案第19号についての討論はなく、採決の結果、本委員会は、全員一致をもちまして、議案第19号を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

しかしながら、議員各位ご承知のとおり、各常任委員会終了後に当局から説明がありましたように、議案第19号、決算書附属書類、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書の中の数値に誤りがあることが判明し、資料訂正の申出がありました。この決算書附属書類は、決算認定を判断するための資料の1つでありますので、今回の訂正が決算を認定するかどうかの判断に関わる可能性がありますことから、委員各位に確認させていただくため、第3回目の委員会を本日開催いたしました。

初めに、当局から資料の訂正についての説明がありました。今回の誤りが発生した経緯など、このようなミス、間違いが発生しないための取組についての説明がありました。この結果、資料の訂正を踏まえましても、去る10月18日の決算特別委員会における決算認定について、原案のとおり認定すべきものとする事で異議のないことを、委員各位に確認をさせていただいた次第でございます。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会に出されました意見、要望等につきましては、今後の行政運営に適切に反映し、管内住民の期待と要望に添えていかれるよう切に希望するものであります。また、今回の誤りが、決算認定に関わるものではないにしても、このような間違いがあることは今後の組合運営に不信が発生すると申し上げても過言ではないと思います。今後においては、同様の誤りがないよう内部統制のより一層の努力を図っていただきますよう申し添えて、決算特別委員会の報告を終わります。

○**稲吉道夫議長** これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
山崎匡議員。

○**山崎 匡議員** 宇治の山崎です。よろしくお願いたします。

委員長の報告については、私もお伺いしたのですが、その前段で専任副管理者から説明のありました決算の添付書類ですね、参考にするべき書類の誤りについてなんです。私、説明を受けたときは、本日のような詳しい中身まではご説明を受けておりませんでした。その中で気になった点が、市町の扱いにするものが、事業者のものにしたということでの数字の間違いということでありました。その数字の間違いは、数字は分かるんですけども、決算に関わる金額ですね、その辺りについてどうなっているのかということのご説明がなかったように私は感じましたので、その点について、特に問題がない、先ほど無料ということが、少し言葉の中で出ましたのですが、それだけでは少し

不明瞭でしたので、ご説明をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○稲吉道夫議長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 剪定枝につきましては、市町からの搬入でございますので、衛
管が受け入れるときには無料でございます。事業者から受け入れるときには、それぞれ
決まった料金をいただいておりますけれども、受け入れるほうは無料ということで、決
算の数字として料金は発生しておりません。

また、剪定枝につきましては、処理をした後、これはチップにして住民の方にお配り
しておりますので、処分をするときにも料金は発生しません。そういう意味では、入る
ほうも出るほうも金額が出てこないということでございます。

○稲吉道夫議長 よろしいですか。

○山崎 匡議員 はい。

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。議案第19号は、委員長の報告どおり、原
案のとおり認定すべきものであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり認定されま
した。

日程第4 議案第21号 城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及
び再生利用に関する条例の一部を改正する条
例を制定するについて

○稲吉道夫議長 次に、日程第4、議案第21号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、
減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題とい
たします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第21号、城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第21号の参考資料をご覧ください。本案は、し尿処理手数料について、世帯制は平成8年度、従量制は昭和59年度以降、現行料金を据え置いてまいりましたが、今回、処理経費と受益者負担の考え方を整理し、し尿処理手数料を改定するものでございます。また、事業系一般廃棄物の不適正搬入防止に向けまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1) し尿処理手数料の改正につきましては、世帯制は1世帯につき月額750円を900円に改正するなど、表のとおり改定するものでございます。

(2) その他につきましては、自己搬入廃棄物取扱規則の名称を、搬入廃棄物取扱規則に改正することに伴いまして、当該規則名を引用しております箇所の改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。ただし、し尿処理手数料の改正につきましては令和6年2月1日から施行とし、令和6年4月1日以降確定分の手数料から適用するものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○稲吉道夫議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。議案第21号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○稲吉道夫議長 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第22号 令和5年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）

○稲吉道夫議長 次に、日程第5、議案第22号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○松村淳子管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第22号、令和5年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算の概要につきましては、議案第22号参考資料をご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,881万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ55億5,523万7,000円といたすものでございます。また、地方自治法第214条の規定により、翌年度以降、将来にわたって必要となる事業の契約を行うため、5件の債務負担行為の追加をいたすものでございます。

まず、表面中段の表、歳出の補正内容でございますが、衛生費で、1つ目は収入管理システム支援業務委託を追加いたすものでございます。これは、し尿処理手数料の収納管理システムにおいて、手数料改定に伴う支援業務を実施するものでございます。

2つ目は、クリーン21長谷山の、1号ボイラー左右側壁水管及び仕切壁上部水管更新工事の追加でございます。これは、当初予算で議決いただいておりますクリーン21長谷山のボイラー水管工事において、更新箇所を追加するため事業費の増額を行うものでございます。予算につきましては、事業費7,997万円に対しまして、当初予算額6,138万円を差し引きました1,859万円を補正予算額として計上いたしております。一方、上段の表、歳入の補正内容でございますが、歳出でご説明いたしました所要の財源を補いますため、組合債の追加及び令和4年度の決算剰余金の一部、491万円を繰越金として編入するものでございます。

次に、裏面をご覧ください。債務負担額の補正でございます。

1つ目は、新事務所等移転業務委託契約に伴います、限度額414万2,000円の債務負担行為の設定でございます。新事務所棟の令和6年3月の完成により、本庁機能の移転に伴いまして、什器や書類等について、施設間の移動を行う業務でございます。

2つ目から4つ目につきましては、今年度で契約期間が満了いたすため、新たな契約を行う必要がありますことから債務負担行為の設定を行うものでございます。それぞれの限度額が1億2,358万5,000円、限度額6億3,404万円、限度額2億6,004万円、5年間の期間をもって契約を行うこととしております。

5つ目は、過剰浸出水処理対策工事契約に伴います、限度額1,562万円の債務負担行為の設定でございます。グリーンヒル三郷山において、集中豪雨等の大量の降雨により急増する浸出水の抜本的な対策として、埋立処分地にカバーシートを設置するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉道夫議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**稲吉道夫議長** これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**稲吉道夫議長** これにて討論を終結いたします。
これより議案第22号を採決いたします。議案第22号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**稲吉道夫議長** 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中継続審査の申し出について

○**稲吉道夫議長** 次に、日程第6、閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**稲吉道夫議長** ご異議なしと認めます。
よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。
これをもちまして、令和5年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。
なお、閉会に当たりまして、管理者から発言の申し出がありますので、お受けいたします。
松村管理者。

○**松村淳子管理者**(登壇) 令和5年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本定例会におきましては、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本日追加

提出いたしました補正予算（第1号）など、5議案につきまして、ご認定、ご可決等を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会を通じまして、議員各位から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭に置きまして、3市3町から託されました本組合の基本使命であります、安心・安全な工場運営につきましては、一層の安全対策に取り組みますとともに、適正な事務処理の徹底を含めまして、管内住民の生活環境のさらなる向上に、引き続き組織一体となって取り組んでまいり所存でございます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○**稲吉道夫議長** ありがとうございました。

以上でございます。お疲れさまでした。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 稲吉 道夫

副議長 福田佐世子

議員 原田 周一

議員 宮園 智子

参 考 資 料

(1) 決算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

令和5年

城南衛生管理組合議会

決算特別委員会

審 査 記 録

決算特別委員会審査記録

日 時 令和5年10月18日(水) 午前10時00分～午後3時09分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 奥村順一 委員長
奥田俊夫 副委員長
中村正公 委員
原田周一 委員
田中智之 委員
宮園智子 委員
辻 徹 委員
岡本里美 委員
角谷陽平 委員
徳永未来 委員
中村麻伊子 委員
稲吉道夫 議長(オブザーバー)
福田佐世子 副議長(オブザーバー)

説明者 松村淳子 管理者
奥田敏晴 副管理者
堀口文昭 副管理者
信貴康孝 副管理者
西谷信夫 副管理者
西島寛道 副管理者
野村賢治 専任副管理者
その他幹部職員

付託案件 議案第19号 令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費及び予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入、全款を一括して審査
- ④実質収支に関する調書及び財産に関する調書を一括して審査
- ⑤総括質問
- ⑥討論
- ⑦採決

午前10時00分開議

○奥村順一委員長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告申し上げます。

本委員会に、傍聴の申出がありますので、委員長においてこれを許可いたしております。

ただ今の出席委員数は11人全員であります。既に定足数に達していますので、委員会は成立をいたしました。

ただ今から決算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日ここに決算特別委員会を招集いたしましたところ、稲吉議長、福田副議長はじめ委員各位並びに理事者各位におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわりませずご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、10月5日の本会議において設置され、同日に開催されました第1回委員会で正・副委員長を互選の結果、図らずも私、奥村が委員長の大役を仰せつかることになりました。

誠に不慣れで委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、奥田副委員長のお力をお借りしながら、一致協力して委員会の運営に当たってまいりたいと存じます。

ご協力のほど、よろしく願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、ここで、あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者 おはようございます。

本日ここに、令和5年城南衛生管理組合議会決算特別委員会が開会されるに当たりまして、奥村委員長、奥田副委員長をはじめ、委員の皆様方には何かとお忙しい折にもかかわりませず、ご出席を賜わりまして、厚く御礼の方申し上げます。

また、稲吉議長、福田副議長におかれましては、公務ご多忙の中、ご臨席を賜り、誠にありがとうございます。

先日、10月9日に開催いたしました環境まつりにつきましては、雨天のため太陽が丘のイベントが中止となり、クリーンパーク折居のみの開催となりましたが、多くの住民の皆様にご来場いただきました。

テレビでおなじみのお天気キャスター片平敦さんの講演会を開催いたしましたほか、クリーンパーク折居の施設見学などを通じて循環型社会の構築に向けた3Rの推進や地球温暖化の防止に向けての周知啓発が図れたところでございます。皆様のご支援、ご協力に改めて感謝申し上げます。

それでは、令和4年度歳入歳出決算の総括につきまして、ご説明を申し上げます。

令和4年度につきましては、安心・安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、循環型社会の構築に向けた事業の推進の3つの基本方針の下、将来の安定した廃棄物処理体制の構築に向けまして、ごみ中継施設更新事業、新事務所棟建設事業

の推進など、組合各施設の計画的整備と適正な維持管理に努めたところでございます。

令和4年度の歳入歳出決算額の概要でございますが、歳出決算額は62億1,186万9,000円で、ごみ中継施設更新事業の増加などによりまして、対前年度比38.9%、17億3,857万5,000円の増加となっております。

一方、歳入決算額につきましても63億1,996万2,000円で、対前年度比39.4%、17億8,640万3,000円の増加となり、このうち組合の主要な財源であります構成市町分担金の決算額は34億9,534万円で、対前年度比5.4%、1億7,913万2,000円の増加となっております。

今後も引き続き安心・安全な工場運営を行い、適正な廃棄物処理事業の遂行に努めまして、組合の使命でございます管内住民の生活環境の維持・向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が令和4年度の決算の概要でございます。

これまでから予算の適正な執行に留意してまいりましたが、委員各位の幅広い視点からのご指導を賜わりたく存じます。

歳入歳出決算額の詳細につきましては、後ほど担当からご説明を申し上げますので、ご精査、ご審議をいただきまして、ご認定賜わりますようお願い申し上げます。

○**奥村順一委員長** 審査に入ります前に、本委員会に付託をされました議案第19号の審査方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費及び予備費について一括して審査をしたいと思っております。次に、衛生費について審査をしたいと思っております。次に、歳入については全款を一括して審査をしたいと思っております。次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**奥村順一委員長** 異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○**奥村順一委員長** これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより当局の説明を求めます。なお、当局の説明、質疑応答につきましては、着席にてお願いいたします。

説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることといたします。

まず、議会費、総務費、公債費及び予備費について、当局より一括して説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 それでは、議題となりました議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について、この一般会計歳入歳出決算書、以下、決算書と呼ばさせていただきます。及び、決算書附属書類として提出しております歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書、歳入歳出決算事項別明細説明書、こちらにつきましては、以下、説明書と呼ばさせていただきます。これら2冊を中心に、ご説明を申し上げます。

まず、説明書の58ページをご覧ください。

議会費でございますが、決算額は、436万2,637円でございます。主な経費といたしましては、組合議会議員22人の報酬、費用弁償及び会議録反訳調整費などでございます。

次に、59ページ、総務費についてご説明申し上げます。

総務費は、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等が主なものでございますが、目ごとに順次ご説明申し上げます。

最初に、一般管理費でございます。決算額は、4億192万115円で、前年度比較、7,312万3,922円の増額となっております。主な経費といたしましては、特別職7人、一般職37人の給与及び諸手当、並びに会計年度任用職員6人の報酬などのほか、職員研修、人材育成等に要した経費、組合本庁の光熱水費や通信運搬費などでございます。また、職員の健康診断や安全衛生巡視の実施等、安全衛生管理に要した経費を支出しております。

なお、人件費の決算額につきましては、戻りまして、4ページをご覧ください。

人件費の明細でございますが、上段の表の下から5行目の人件費合計（議会費＋総務費＋衛生費）の決算額は、8億3,936万9,000円で、前年度比較で7,088万9,000円、9.2%の増加となっております。これは、一般職及び特別職の退職手当として6,868万3,000円が前年度比で皆増となったことが主な要因でございます。

次に、再度59ページをご覧ください。

中段の文書広報費でございます。決算額は、933万6,487円でございます。主な経費といたしましては、広報紙「エコネット城南」の発行に要した経費や環境まつり負担金、組合ホームページの発信・運営に要した経費などでございます。

なお、広報事務の概要は、16ページから18ページに記載しておりますので、ご覧おき願います。

次に、60ページ上段の財政管理費でございますが、決算額は、5,877万9,621円で、前年度比較では、1,514万2,589円の減額となっております。主な経費といたしましては、財務会計システムをはじめ、本庁と各事業所間の通信など庁内情報共有システムの運営に要した経費及び基金への積立金などでございまして、減額の主な要因は、転廃業助成基金への積立額が最終年度に当たり大きく

減少したことなどによるものでございます。

なお、積立金の内訳は、財政調整基金への積立金として、前年度決算剰余金からの積立金と、基金運用収入の合計額が2,902万1,707円、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金への積立金として、分担金による積立金と基金運用収入の合計額が760万9,155円でございます。

次に、同じく60ページ、会計管理費でございますが、決算額は、612万6,345円で、主な経費といたしまして、事務用品の一括購入費及び組合建物の災害保険料などでございます。

次に、企画費でございますが、これは環境マネジメントシステムの維持・確立等に要した経費で、決算額は、34万3,669円でございます。

なお、地球環境保全の取組につきましては、戻りまして、44ページ、46ページに、活動内容とその実績を記載しております。

44ページをご覧ください。

本組合は、平成13年7月にISO14001を認証取得し、その後、平成22年度以降は、外部認証機関による更新審査を受審せず、それまでの経験と知識を積み上げながら、自らの力でISO活動を維持・発展させようと、平成22年7月に適合自主宣言へのステップアップを図り、さらに30年度からは、これまでの実績を踏まえた組合独自の環境マネジメントシステムへ移行し、運用しております。令和4年度に実施しました専門家による外部評価におきましては、当該システムは適切であり、その運用等についても妥当であるとの高い評価を受けたところでございます。

45ページには、地球温暖化対策実行計画の推進状況を記載しております。令和4年度は地球元気プランⅣの4年目であり、その温室効果ガス排出量につきましては、46ページの表48の一番下の行、総計でお示ししておりますが、基準年度である平成25年度との増減比較では36.1%の減、令和3年度との比較では6.5%の増となっております。この主な要因といたしましては、令和3年度実績と比べまして、表48の下から3段目、③の一般廃棄物の項目のうち、廃プラスチック焼却量が増加したことなどによるものでございます。

次に、再度、60ページをご覧ください。

一番下の公平委員会費でございますが、委員報酬など5万6,600円を支出しております。

次に、61ページ、監査委員費でございますが、委員報酬など、29万5,380円を支出しております。

次に、ページが飛びまして、71ページをご覧ください。

公債費でございますが、決算額は元金償還に要した経費として、5億8,690万9,480円、利子償還に要した経費として、1,475万9,783円、元利償還額合計は、紙面の左上欄外に記載しておりますとおり、6億166万9,263円でございます。

続きまして、73ページをご覧ください。

Ⅳ地方債現在高の状況の上の表中、真ん中より少し右の差引現在高(D)の合計欄に記載のとおり、地方債の令和4年度末現在高は、66億8,286万5,000円でございます。令和4年度におきましては、72ページの表下から4段目の中は

どにありますとおり、ごみ中継施設更新事業に11億5,480万円の組合債を発行しておりますが、これまでの建設事業に要した起債の償還も同時に進みまして、73ページの上の表のとおり、令和4年度末の差引現在高(D)につきましては、令和3年度末の現在高(A)61億1,497万4,000円と比較して、5億6,789万1,000円の増額となっております。

戻りまして、6ページをご覧ください。

現時点での事業計画によります今後の組合債の現在高及び償還額の推移のグラフでございます。各年度の元利償還額は棒グラフで、組合債の現在高は折れ線グラフで、それぞれお示ししております。

下表3番に記載しておりますとおり、クリーンパーク折居建設事業の組合債借入れに伴う元金の償還が順次開始しており、また、これ以後も、ごみ中継施設建設や、新事務所棟の建設に係る組合債の借入れが発生しておりますが、これまでの建設事業に要した組合債の償還も進んでおりまして、グラフの左上に四角で囲んでおりますとおり、過去の償還額ピークは、平成21年度の13億6,867万円でしたが、このように償還が集中し増大することはなく、安定的な財政運営が図れる見込みを立てております。

次に、予備費でございます。別冊の決算書25ページと26ページをご覧ください。

当初予算額は500万円でしたが、26ページ下から2段目の右端の備考欄に記載のとおり、予算の執行過程におきまして、衛生費で、昨年2月に宇治市内で発生しました物損事故1件に係る損害賠償金に、244万2,000円を充用しております。

以上、簡単ではございますが、議会費、総務費、公債費及び予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**奥村順一委員長** これより議会費、総務費、公債費及び予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、決算書もしくは決算の成果説明書の何ページの項目について質問というふうをお願いいたします。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

中村正公委員。

○**中村正公委員** おはようございます。八幡の中村正公といたします。

私、まず、衛管の委員は初めてなもので、相当、質問の内容が重複になるかも分かりませんが、どうぞご理解よろしく申し上げます。

まず、成果の説明書7ページ、安全推進に関する事務について、ここからお聞きしたいと思います。

表1の安全推進室の所管の研修の実施状況であります。このうちで内部の研修の事例発表会と廃棄物処理法に関する研修、そして環境法令基礎講座と、この3つの研修がありますが、それぞれの研修の内容と過去3年間の研修への参加人数をまず教えてください。

○奥村順一委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 まず、事例発表会でございますけども、これは各所属それぞれ日々いろんな分野に分かれて活動しているところでございますけども、職員相互で意思の疎通を図る、それからほかの所属で苦勞していること、それから課題、そういったものを組合全体で共有する。そういったことを目的に事例発表会というのを各所属からテーマを挙げてもらって発表してもらおうと。そういうことにしております。

その効果といたしましては、コンプライアンスの遵守については、やはり風通しのよい職場環境というのが非常に大事になってくると思いますので、そういう醸成を担っているというのと、もう1つは課題共通の認識を持つということで、1つは技術の伝承でありますとか、それから共有感を持つことによる一体感、そういったことで新たな違う所属からの目から見た課題の発掘とか、そういった意見交換、そういったものを積極的に促すためのものがございます。

ちなみに、4年度の事例発表の議題としましては、5項目ありまして、1つはクリーン21長谷山長寿命化事業について、2つ目は沢中継施設、ちょうど出来上がりでありましたので、それについて、それから3つ目はプラ一括回収に向けた先進地視察の結果、それから4つ目は公用車のEV化への取組について、それから5つ目はプラスチックごみの減量とアップサイクルについての発表をしたというところでございます。

4年度の数字しかちょっと持ち合わせておりませんが、全体で100名弱、95名程度でして、参加者数が54ということで、参加率が57%、6割弱のようなところでございます。

それから、続きまして、廃棄物処理法に関する研修でございますけども、1つ目は環境省の近畿地方環境事務所というのがありまして、これは広島市のOBの方を講師にお迎えしまして、災害廃棄物処理の初動期について求められる対応でありますとか、そういったものを講演いただいたと。それから、もう1つの廃棄物処理法に関する研修では、これも災害廃棄物処理に関することなんですけども、宮城県の仙南地域広域行政事務組合という当組合と同じような一部組合の方が実際に被災をされましたので、一部組合に特化したような苦勞話であるとか、そういったものを研修させていただきまして、延べ56人と、この2回で56人ということで、これも6割弱の参加があったと。

それから、最後の環境法令基礎講座でございますけども、これは主に職員歴が5年未満の若手の中心に行ったものでございまして、当組合でもいろんな関連法令が関係してきます。例えば、環境基本法と環境法、それから大気汚染防止法、水質汚濁防止法、排水処理法、リサイクル関係法、そういったものをできるだけ40分1こまぐらいでコンパクトに抑えて連続で5回をやったということで、これについては5回で延べ107人の参加がありまして、もともと職員歴5年未満は10人程度ですので、ほぼ全員対象の者が受けてもらったということですから、参加率は、すいません、4年度の数字しかちょっと持ち合わせておりませんが、よろしくお願いたします。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。大体内容については分かりました。環境法令の基礎講座に対しては、ほとんど全員が講習を受けているということですが、こういう事例発表会は内部で一体感をつくるためにいろいろ意見交換している、そういう発表の場だという、分かりました。

環境法令の基礎講座が大体受けるということなんですけども、こういう講座というのは定期的にやられていると思うんですが、どのぐらいの期間で受けるというふうなふうにしているんでしょうか。

○奥村順一委員長 池田安全推進室長。

○池田道治安全推進室長 特に法令関係の法律を説明するという研修では、あまりいっときに長時間しますと、何かなかなかモチベーションが下がってくるという経験もありましたので、できるだけ1こま40分ということで年間押しなべて実施ということで企画したものでございます。その内容としましては、説明した後に簡易クイズみたいなのでできるだけ参加者に指名して答えを言ってもらうとか、そういうふうな飽きさせないような工夫をして年間通じて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 はい、ありがとうございました。安全推進に関する事務の関係で、同じく13ページの表7を見ますと、この主な研修、先ほどの関連ですけども、講習等の実施状況というふうに内部研修でいただいています、この中で2つほどちよつと。

人権研修で22人の参加というのがあります。そして、下から2つ目のEMS・地球温暖化関連研修、延べが109人というふうにあります。この2つの研修について、その研修内容をお聞かせください。

○奥村順一委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 私の方から、人権研修の方についてご説明させていただきます。

人権研修の方は、国及び地方公共団体についても率先して障害者を雇用する責務というものがございまして、今回この人権研修については、障害者さんの方を講師に迎えまして、そういう障害者さんと仕事をするとかこういったところでの検討というか、そういったところの考え方を学ぶというようなところで障害者さんを講師とした研修をさせていただいているというところでございます。

22人となっていますが、こちらの方は3年から4年程度同じ研修をさせていただいて、最終的には全員に受けていただくというような形で考えた形で研修の方をさせていただいているというところになります。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 私の方から、EMS・地球温暖化関連の研修についてでございますけども、表7は一応まとめて延べ109人としております。これは7ページの表でいくと真ん中の脱炭素化関係セミナーから以下、下を足したのが109人という、この部分がこの109人になるというような。

内容的には、まず、内部監査員スキルアップ研修ということなんですけども、当組合では独自の環境マネジメントシステムを構築しております、そのために定期的に監査をしております。その監査も、1つは職員による監査。それとまた、成果説明書の中にもありますけども、内部の職員だけじゃなくて外部から評価員を招き入れて外部の違った目で見てもらおうという評価もしております。

まず、この内部監査員スキルアップ研修といいますのは、スキルアップを目的とした外部講師を招いて内部監査を実施、実際する人について研修を行っているというものでございます。

それから、環境推進員研修でございますけども、各所属ごとにエコチェックを含めてEMSの系統的に活動してもらっている環境推進員、延べ44人の推進員について四半期ごとに注意事項でありますとかこれはどうなっているのといった状況の説明をしてもらったりとか、それから、新しい最新の知識を付与したりということで、すいません、さっき44人と言いましたけれども、延べ48名の環境推進員に対して四半期ごとに研修を行っている。

それから、続きまして、環境教育研修のところでございますけども、4年度につきましてはエネルギーの地産地消をテーマに外部から講師を選びまして、再生可能エネルギーを取り巻く情勢とか、それから、ちょうど京都府の北部地域でエネルギーの地産地消に先進的に取り組んでいる団体でしたので、実際の苦労話であるとかどういう課題があるというあたりを説明していただいて、意見交換もして研修を受けたということでございました。

それから、環境マネジメントシステム研修というのは、当組合の環境マネジメントシステムをマニュアル化しているんですけれども、そういったマニュアル化だけじゃない部分についてもう一度専門家の目から見て内容を理解してもらうための研修でして、これは新しい時事ネタも含めまして、法令解釈も含めて研修を行っているというところでございます。

それから、最後のエコドライブ研修といいますのは、これは京都府の方で行われているものでございまして、エコドライブ推進のための研修というのを定期的に参加者を募って出席しているというところでございます。

以上でございます。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 すみません、ほとんど全部の研修の内容を説明していただきまして、申し訳ありません。ありがとうございました。

この安全推進室の所管の研修ですけども、成果ですけども、先ほど一番最初にあった事例発表会なんかはそれを通して部署の連携、連帯を深めているということも

ありましたけども、この成果はそれぞれの現場において安全対策にどのように生かされているのか、お聞かせください。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 大まかに分けて、環境法令につきましては、やはり自分勝手な法令解釈をせずに、あくまでも適正な工場運営を図っていく。そういったことに尽きるんじゃないかというふうに考えております。

過去にいろいろ事件がありましたけども、1つは法令自身の無知といいますか、知らなかった。あるいはその意識が低かった。そういったことが原因になっておりますので、そういった点をまた毎年度引き続き刺激を与え、過去の教訓を忘れないようにするという意味合いも込めてこういう環境法令研修を行っているところでございます。

それから、もう1つは、先ほど言いました地産地消の話であるとか、やはり環境に携わる組合としましては時事ネタ、いわゆる社会情勢がどうなっているか、今社会でどういうことが問題になっている、課題になりつつあるのか。そういった知識を持つということも非常に大事でございまして、そういった意味で、法令以外にも最新の知識の付与という観点から研修を行っているというところでございます。

以上でございます。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

何か過去にいろいろ事故も起こったりしていて、そういうことを忘れないためにしっかりとやっていくという、ぜひ研修を続けていただきたいというふうにいるいろいろお願いしたいと思います。

次ですが、成果に関する説明書10ページの令和4年度の契約状況についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

表5の競争入札の予算額に対する落札率が令和2年、令和3年、令和4年というふうに3年にわたって掲載していただいておりますが、令和2年度に関しては落札率が70.6%、令和3年が75%、令和4年度に関してはもう90.4%だというふうに大きく跳ね上がっていますが、その理由についてお聞かせください。

○奥村順一委員長 花畑会計管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 令和4年度が90.4%という形で上がっているということですけども、分析させていただきますと、令和4年度の落札率の上昇要因としましては、まず新事務所棟建設に関わる一般競争入札の3案件の落札率がともに90%以上でございます。これはエネルギー関連に関わる物価高騰や人件費の上昇に伴いまして、総合消費者物価指数が上昇傾向にあることの影響によるものと考えております。

これを除きますと73.6%の落札にはなるんですけども、この額が大きいもの

ですから、例年どおりといたしますか、似たような落札率にはなりません。一般競争を抜きますとです。ご理解いただけましたでしょうか。

以上でございます。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 はい、ありがとうございます。今95%以上ということで、90%以上の落札率、これは特殊なものということで、考えていいんでしょうか。

では、この48件の落札率が、令和4年度は48件の件数ですけども、この中で落札率70%から80%未満、80%から90%、90%から95%、95%以上のその件数について何件あるのかを教えてください。

○奥村順一委員長 花畑管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 ただ今のご質問で、令和4年度入札の落札率ごとの件数については、率の上位から順に申し上げます。

まず、95%以上が11件、90%から95%未満が6件、80%から90%未満が12件、70%から80%未満が6件、70%未満が13件となっております。

以上でございます。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。落札率90%以上で6件と11件で17件ですけども、この中で1者入札の案件というのはあるんでしょうか。また、ありましたらその内容と、最も高い落札率の案件の内容と落札率を教えてください。

○奥村順一委員長 花畑管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 まず、1者入札であった案件でございます。これは新事務所棟の建設工事、電気設備工事でございます。

これに関しましては、管内に主たる営業所を有する業者を限定しまして、一般競争入札をしまして、令和4年12月に公告を行い、宇治市の(株)伊藤電気1業者のみの入札参加を得て、金額の方は落札ですけども、1億4,080万円で落札となりました。予算額に対する落札率は94.1%となっております。

次に、一番高い落札率という形でよろしいでしょうか。

○奥村順一委員長 暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○奥村順一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

花畑管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 競争入札で高い落札率の業務名がガス検知器・水質分析計点検修繕業務になりまして、こちらが98.82%になります。これが一番高いという形になります。

以上でございます。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 すいません、今の98.82%のこの落札率の入札の参加件数は何者だったんでしょうか。お願いします。

○奥村順一委員長 花畑管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 こちらの方は指名競争入札となりまして、12業者の方に指名させていただきまして、落札となっております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。

最後の質問になりますけども、11ページの表6の入札制度改善の取組（この10年間）というふうにあります。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というものがあると思うんですが、こういう入札に関しての制度の、どのような組織でこれらのことを検討しているのか。そこには外部の専門家も入っているのかどうか、それを最後に教えてください。

○奥村順一委員長 花畑管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 入札制度の改善に関わる協議に参加されている方という形よろしいでしょうか。

今うちの方の内部組織でございますけども、指名選定委員会というものがございます。このメンバーの中で入札に関わる制度ですとか規則ですとかというものを審議させていただきます。過去も含めまして、直近ですと随意契約のガイドライン作成という形もさせていただきましたし、このように入札に関わる改善に関しましては、その委員会の方で協議させていただいております。

以上でございます。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 すいません、そこには、ちょっとよく分からないんですけども、外部の専門家の方も参加されているという認識でいいんでしょうか。

○奥村順一委員長 花畑管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 こちらのの方は外部委員の方はおられません。うちの内部の役職者のみでやっております。

○中村正公委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。
角谷委員。

○角谷陽平委員 宇治市の角谷でございます。よろしくお願いたします。
説明書の14ページ、15ページでございます。

城南衛生管理組合職員の方の労働安全衛生法に基づく年2回の健康診断とメンタルヘルス等の対策についてはP14、15というところで理解させていただくんですけども、説明書の9ページなどがございますような委託先の民間企業、団体の多数の従業員が職員と同じようにお仕事されていらっしゃるかなと思うんですけども、そういった方が適法に、適切に健診を受診されているとかメンタルヘルスの対策がされているのかということについて、組合としてどのように把握されているのかということについて教えてください。

○奥村順一委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 各委託業者におきましては、法令に基づく健康診断については実施されていることを確認しております。

一方、メンタルヘルスにつきましては、各委託業者が50人未満の事業所ばかりでありますので、法定義務がないということで、承知しておりません。

なお、当組合では、委託業者とともに安全衛生活動を活発に推進するため、組合と委託業者の合同パトロールまたは安全衛生会議などを行っております。

引き続き、委託業者とともに快適な職場環境づくりに努めてまいりたいというように考えております。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。健康診断は受けていらっしゃるということは確認されています。メンタルヘルスについては実施の義務がないようなところが多いということでお聞きしたんですけども、健康診断を実施されているということは確認をいただいていると思うんですけど、労働安全衛生法で年2回受けられるような職種でありますので、健康を害する可能性があることで2回ということですけども、そういった委託先の民間企業の例えば職員で、健康診断の結果、ちょっと健康を害されているというようなことも含めて把握されているということ認識してよろしいですか。

○奥村順一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 各委託業者につきましては、そこに働く従業員の名簿等については請負業務をいただいたときに委託業者の方から提出をいただいております。よって、その委託業者の従業員の方で交代が発生するとか欠員が生じるとかいったときは、その都度委託業者の方から報告を受けております。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 それは分かるんです。例えば健康を害されたので、交代されました。それは適切に行われているのであればいいわけですけど、外部にお願いをしているとはいえ、やはり組合の性質上、お願いをしているところの企業の責任でされているので、当組合としては、例えば健康を害されているにもかかわらず引き続きお仕事をされていたと。その結果、何か労災のようなことが起こった場合、知りませんと。それは企業の責任であって、当組合としては承知しているところではございませんというのなかなか難しいというか、一定責任を問われてしまうということです。もちろん個人情報ということもありますので、どこまでをすべきかというのは分かりませんが、要は承知していないという認識でよろしいですね。

○奥村順一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 メンタルヘルスについては、承知していないというところでございます。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 いや、健康診断の内容について聞いているんです。

○奥村順一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 健康診断については、その都度委託業者の方から、やはり委託を受けている勤務時間内で実施されている委託業者もございますし、その場合は、これこれこの日から委託業者の方で健康診断を実施しますからというような報告も随時受けております。そうした中で、健康診断をしっかりしていただいているということは確認しておりますし、今後、委員会でいただきました健康診断またはメンタルヘルスの件につきましても、我々、委託業者とともに快適な職場をつくっていくということを目指してまいりたいというように考えていますので、今、委員からいただいた意見を踏まえて、今後快適な職場づくりを進めてまいりたいというように考えております。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 快適な職場づくりを目指していただくのは、ありがたいことだと思います。積極的にやっていただきたいんですけど、現状、例えば、分かりません、直ちに健康診断の結果というのが業務に直結して健康診断の数値が悪いんだというようなことは、直接その数字だけをもって理解することはできないですけども、少なくとも何か異常があつて、例えば健康診断の結果、業務を遂行することは難しいんですとか、メンタルヘルスの方はされているところがないわけですから、それは組合として勧奨していただければいいとは思いますが、何かそういう、もしかしたら業務に基づくような健康診断、業務に基づかなくてもいいんですけど、健康診断の結果、異常がありましたとかということのを別に報告してもらったりとか、通報してもらおうという体制にはないということですのでよろしいんですねという質問です。

○奥村順一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 当然委託業者の中で従業員の方が健康を害されたときは、それなり一定期間お休みをされるとか、また休むに当たって欠員をどの状態で行っていくのか、そういったことはしっかりと報告を受けているというところがございます。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。いずれにしても、仕事をお願いしている業者が、現状、別に疑わしいとかそんなこと、私、申し上げているわけではなくて、やはり労災的なところで労災隠しであったりだとか、例えばメンタル的な不調を、業務を原因としてとか、職場環境を原因としてとかということの影響を受けられて、そういったところで何か不調とか、業務ができないだとかいうようなことがないようにしていただければということでございますので、よろしく願いいたします。

後ほどそういった業者さんに対する活動とかモニタリングとか評価についても別のところでお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目でございます。

説明書の25ページ、29ページ、あと45ページとか46ページでございますけれども、2030年度ですかね、温室効果ガス排出量削減目標とか国の方でも一定掲げてはるのかなと思うんですけど、いわゆるサーマルリサイクルですね。ごみを焼却されたときのエネルギーを一部発電等に生かしていただくということなんですけど、私、素人でございますので、理解があれなんですけど、ただ単に燃やすだけやったら、エネルギー無駄になりますので、それを生かしていかうということであると思うんですけども、一定燃やすということに関して発生するCO₂というのがあるので、そのサーマルリサイクルとCO₂削減ということの考え方ですね。関係について教えていただければと思うんですけど、よろしく願いいたします。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 委員ご指摘のサーマルリサイクルとCO₂削減の関係に

ついてでございますけども、サーマルリサイクルと申しますのは、廃棄物を焼却したときに発生する熱エネルギーを再利用すると、そういった手法であります。当組合では回収した熱エネルギーで発電を行っておりますし、焼却施設の電力としても使用しております。その結果、外部から購入する電力量が削減されるためにCO₂削減につながっているというのがまず言えるかというふうに思います。

とはいえ、先ほどもご指摘がありましたように、どんだんごみ焼却をして発電するのがいいのかというところではなくて、例えばプラスチックや紙については、まずは極力分別してリサイクルを行い、汚れたプラスチック類とどうしてもリサイクルできない廃棄物だけを焼却してサーマルリサイクルすることがCO₂削減の観点からも重要な視点というふうに認識しております。

このため、ごみ自体の削減それからごみの分別の徹底について、今後とも構成市町と連携しながらより一層取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。

技術的なことで僕もよく分からないんですけど、一定今外部から購入される電気を減らせますということだったんですけど、外部がどこの、電力会社さんからお買いになられたときに、その電力会社さんがどうやって発電されているか、発電の方式によってCO₂が発生するかというのが変わってくるじゃないですか。買わなくていいから自分とこで燃やしたやつで発電したので買わなくていいからCO₂が減るという、その理論があまりよく分からないんですけど。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 もちろん、計算といたしましては、電気消費量については外部から購入する電力量の方が圧倒的にCO₂の方が排出が大きくなると。買うということが大きくなるということでございますので、そういった意味から、自社で発電したのについて自分のところで使うというのはCO₂換算に大いに貢献するんじゃないかというふうに考えております。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 経費が削減されるというのは分かるんです。購入しなくていいんですから。でも、CO₂が減るといときは、その外部の電力がどうやって発電されているかによると思うんです。今、現状、そうなっていませんけど、例えば、再生エネルギー100%で発電されているやつを買うんやったら、そっちCO₂ゼロの気がするんですけど。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 自社発電しているものについては、多分にバイオマス発電の関係もあり、そういった意味から購入するものに比べて排出量の産出が少なくなる、計算が少なくなると。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 分かりました。要はCO₂削減するというときの計算をしているのは、自分のところで、ごみを燃やすと。それでやむを得ず、CO₂が発生するわけですけれども、熱を利用するから、外部から本来買うべき電力のCO₂発生量の分だけは少なくとも二重にCO₂が発生しませんよねという計算ではなくて、組合の方で発電されている発電方法と外部の発電方法を比べたときに、より組合で発電されている方がCO₂が低くなるので、その分のCO₂を削減しているというふうに計算されているという認識でいいということですよ。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 バイオマス発電につきましてはCO₂換算をしませんし、それから、外部のものについては電力係数ということでそれぞれ何によって発電しているかというので係数も変わってくる。それと比較しても、自社でまず使って、足りない分だけを購入するというのが一番CO₂削減としては大きい効果じゃないかなというふうに考えております。

○奥村順一委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 すいません、少し整理させていただきますと、ごみの焼却とCO₂の関係ですけれども、城南衛生管理組合でごみを燃やして発電していると今言いましたけれども、ごみの中にはバイオマス、木ですとか紙ですとか由来のものと石油由来のプラスチックのものとございます。プラスチックを燃やすとCO₂が発生するというのが、大きな意味ではプラスチックを燃やしたときにCO₂が発生するという整理になります。といいますのが、バイオマスの紙とか植物は、またそれ、生成するときにCO₂を吸収していますので、ですから、紙とか植物は何度燃やしてもCO₂は計算上は発生しないという整理になっておりまして、ある意味バイオマスだけを燃やして発電すれば発電した分だけCO₂の削減効果になっているという仕組みになっております。

ざっくり言いますと、城南衛生管理組合で発電しているうちの半分がプラスチックを燃やしたことによるものと。プラスチックを燃やした分はCO₂を出しているんですけれども、一方で発電していますから、発電した分はCO₂のマイナスの貢献をしています。それが外部から買う電気も減っていますし、私のところは余剰電力は売っていますので、売っているという意味でもプラスになっているということがあります。

最初に、だからといって燃やしてもいい、全部燃やしてもいいんだというのはちょっと別ですけれども、全体の概念としては、プラスチックを燃やしたときには計

算上CO₂は出ることになる。その率をなるべく減らしていく。それが大事だと。それと、プラスチックを燃やした場合もなるべくサーマルリサイクルということでCO₂の削減に効果的な取組をしていこうというのが環境省の考えでありまして、当組合ではそれを発電という形で実施できているということでございます。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 分かりました。経産省の方で示されているものでそういう計算方法になっているのかなと思うので、そこら辺理解させてもらいましたけど、今後の話ではあります。次の質問でもあるんですけど、今後の話としては、やっぱり外部電力との比較ということで、外部電力の発電方法にも、依存するわけですね。要は、バイオマス、紙とか木やったら幾ら燃やしてもCO₂ゼロと。計算方法上の話かなと思いますので、ちょっとそこは理解させていただきました。

次なんですけど、同じ説明書45ページ、46ページですけども、そこに書いてございます「地球元気プランⅣ」以降の目標と、温室効果ガス排出量2030年度、国が言ういわゆる基準年度比46%の削減ということになっているかと思うんですけど、今後の計画の策定のことであったりだとか、今お聞きをして、サーマルリサイクルで、例えばもっと効率的に発電できるような装置を入れるとか、そういうことであれば、もっともっと削減していったりとかということは可能なかなと思いますし、先ほどおっしゃったプラスチックの分別もさらに進めていければとは思いますが、要は2030年度の基準年度比46%削減が達成できるような次のプラン等を作成されたりだとか、どのような方策をお考えになられているのか、今時点で分かることがあれば教えてください。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 現行の地球元気プランⅣ以降の目標、それからその削減の見通しについてでございますけども、現在の地球元気プランⅣは、ちょうど4期目に当たりまして、今年度末で5年間の計画期間を終了いたします。

次期5期の計画も予定しております、これは来年度に策定する予定でありますけども、その際は2030年度の46%削減というのを視野に、通常5年間の計画期間なんですけども、7年間の2030年度までの計画で策定をする予定にしております。

それで、先ほどもありましたけども、ごみを燃やす中で、やはりプラスチックの焼却による温室効果ガス排出量が約9割ということになっておりまして、この可燃ごみの中でプラスチックを削減することがかなり重要な点になっております。特に事業所から排出される可燃ごみにプラスチックが多く含まれている状況にもありますので、これらプラスチックは産業廃棄物に該当して、当組合では搬入禁止分になっているため、搬入ごみの内容をチェックする展開検査などを通じて不適正搬入の防止を図るとことにするとともに、先ほども言いましたように、住民向けの分別の徹底について啓発をより一層取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。確認なんですけど、2030年度に基準年度比46%削減と45ページに書いてありますけど、この基準年度比というのはこのプランⅣのときと一緒の平成25年度ということではないんですかね。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 はい、そのとおりでございます。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。ということは、最終、今回令和4年度は36%ぐらいの削減なんですかね。いいことだなと思うんですけど、2030年度に基準年度比46%削減しようと思ったら10%ぐらい減らさないかと。今、方策でいくと、分別の徹底というのと住民の方への、それも重要なことやと思いますけど、それで10%が達成可能なかどうかというようなところはまた改めて計画を策定されるときに示していただければと思いますし、あと、今後ごみの量が、住民さんも減ってきますのでごみの量が減るところで削減が達成されたということであれば、全体として、減ったのはいいかもしれませんが、効率がよくなったわけでもリサイクルが進んだわけでもないということになってくるかと思しますので、その辺は、ごめんなさい、これから計画をつくられるということですけども、具体的な方策も含めて、しっかりと、重要なことだと思いますので、やっていただければと思います。

以上です。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。

原田委員。

○原田周一委員 よろしくお願いたします。

先ほどからCO₂のことで、いろいろ私もお聞きしようかなと思っていたことも大分出ていますので、ちょっと質問する前に確認なんですけども、先ほど教育のこと、研修のこととかいろいろ説明がございました。

その中で、回数がずっと言われていたんですけど、成果の13ページに参加人数が書かれているんですが、これはあくまで正職員のための研修ということで捉えていいのでしょうか。

○奥村順一委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 はい、こちらは正職員のみで進めさせていただきました。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 はい、ありがとうございます。以前からここは技術の蓄積等が大変重要ということで、正職員をあまり減らさないという中で、効率とかいろんなことで委託業者に頼んで委託の人も相当増えてきた。

その中で、過去いろいろな事故も起こっているということなんですけども、確認したいのは、委託業者への研修というのはどういう具合になっているのか。教えてください。

○奥村順一委員長 栗山部長。

○栗山淳彦施設部長 各事業所で委託の状況が変わってきますので、そこは少し温度差がございます。例えば、クリーンパーク折居でしたら、前回ちょっと六価クロムの超過ということもございましたし、日々クリーンパーク折居の方では委託事業者に対しての教育を我々の方から委託責任者に対して教育をさせていただいて、またその委託責任者の方から従業員に伝達していく。しっかり研修をしていくという履行確認等をしっかりさせていただいております。

ということで、その時々に応じて必要な研修を委託業者の方にもしていただくとかということもさせていただいております。

以上でございます。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 委託業者に対してその都度状況に合う研修内容をしているということなんですけども、何ていうんですかね、前にいろんな事故、折居も含めてありましたですね。その辺の対応を考えたときに、本当に正社員のそういうような、まあ言うたら、1つは正社員の方の指導不足といいますか、技術不足というんですか、知識部門の。それに伴って、委託業者も同じようになって、例のフェニックスの問題であるとか折居の死亡の問題であるとか、いろんなことがあったんじゃないかという気はするんですね。ですので、そのあたりを今後も一つしっかりと連携を取ったような教育をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それで、質問の方になるんですけど、質問というより、私の勉強不足で確認なんですけど、決算書の3ページにございます繰越明許ですね。これ、4,100万ほどあるんですけど、新庁舎の関連じゃないかとは思うんですけど、私がよく見つけ切らんで内容が分からなかったの、もしよければ教えていただきたいんですが。

○奥村順一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 繰越明許費の説明になりますが、そもそも繰越明許費というのは予算成立後に何かしらの理由でその年度内に支出が終わらない見込みのあるものを議会の議決を得まして翌年度に繰り越して使用できるようにするという予算のことになりまして、こちらにつきましても、令和4年度の補正予算において設定

させていただいているというものになります。

この4,120万7,000円、この内訳としまして、この繰り越した事業はごみ中継施設の更新事業、それから新事務所棟建設事業、それからクリーン21長谷山の混練機用電動機購入のこの3事業の方を繰り越させていただいてまして、事業でいえば総額1億5,480万7,000円と、こちらの方を令和4年度に繰り越しているということです。そのそれぞれの事業の財源ということで、既に収入しておりました分担金、こちらの方を4,120万7,000円を翌年度に繰り越したというものになります。

明細としましては、新事務所棟の建設事業で1,194万1,000円。ごみ中継施設更新事業で2,709万9,000円。クリーン21長谷山の電動機購入で216万7,000円。合計4,120万7,000円というふうになっております。

ちなみに、新事務所棟については既に支払いをしておりますし、電動機の方についても納入され支出していることを確認しております。

以上です。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 はい、ありがとうございます。私、ほとんど新庁舎かなと思うてたら、そうじゃないということがよく分かりました。

次に、財政調整基金についてお聞きします。

これ、年度末残高で、これは決算書30ページなんですけども、4億844万2,505円、それから対前年比で、これで2,900万ほどがまた上積みになっているわけなんですけども、私、よく分かんないんですけど、財政調整基金というのは当然予算とかが緊急なときに備えるため、言わば貯金みたいなものということで、多ければ多いほどいいと。極端な話とは思いますが、この金額は、各市町の分担金が大体36億ぐらいになっているんですね。36億のうちの、4億800万ということは1割強を占めているわけなんですけども、どこも裕福な恐らく3市3町、そんな財政状況のまちはあまりないと思うので、分担金、少ない方がいいわけですね。だから、そういった中で、どういった考え方で基金を積み立てていって、今後財政調整基金をどうしていくのかというのがもし考え方があれば教えていただきたいと思うんですが。

○奥村順一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 財政調整基金、基本的に委員ご指摘のとおり当組合の事業運営は基本的には分担金の方を頂いて運営していくということになりますので、本来何かあればその都度分担金を頂いて運営するということができるのであればそれが一番望ましいのかなというふうに思いますが、やはり年度途中で分担金を増額いただくということは、やはり構成市町のことを考えましても避ける必要があるといったところで財政調整基金の方があるといったところです。

ですので、これまでも財政調整基金、建設事業があるなしで年度間の分担金が大きく変動しますので、こういったものの平準化でありますとか、年度途中の退職者

への退職金、また、緊急修繕、こういったもので年度途中で予算が必要になった場合には構成市町の年度途中の分担金追加を求めることなく対応するという目的で設置したものであるというふうになっています。

ただ、ご指摘のとおり、少し金額が大きくなってきているというのは実際のところでは、この間、定年以外の退職者というのが発生せず、また、緊急修繕についても何とか既決の予算の中で対応するというような形で運営してきたので、基金を活用する、基金を取り崩すということがあまりなく、やっぱり額は非常に大きく、残高については4億円となっているというのが実際のところになります。

組合においても、基金残高がどれぐらいかといったところの設定を特に決めていくわけではないんですけども、やはり言われておりますように、あまり多く持つというのは、基本的に、こちら分担金で余ったものを半分積立てさせていただいているのも実際ですので、やはり市町の方にお返ししていくというのも必要かなとは考えています。ただ、緊急修繕が発生した場合、1回で、工場なんかであれば大きな費用が必要にはなってきますし、やっぱり一定額は持つ必要があるかなというふうには考えているところではあります。

ただ、今後、やっぱり今ごみ中継施設の更新、新事務所棟の建設、クリーン21長谷山の長寿命化と、非常に大きな事業が継続しております。そのときには補助金の活用、起債の活用で、当該年度については何とか平準化できるような形をしておりますけども、後々の公債負担も含めるとやはり分担金負担が高くなるということも想定しておりますので、やはりそういったところ、当初予算の段階で基金の方を入れさせていただいて、分担金平準化、軽減、こういったのをして、構成市町の負担を減らすというようなところはしていかなあかんかなと思っていますので、このあたりは構成市町と相談しながら、基金有効活用をしていきたいというふうには考えております。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 よく分かりました。今後、長谷山の長寿命化を含めて、かなり大きな事業がずっとめじろ押しで待っているということなんですけども、あくまで今後お願いしたいのは、やはり有利な補助金の活用というんですか、これを勉強させていただいて、少しでも分担金の減るような形、それから各市町に負担がかからないように運用をお願いしたいというふうに思います。

それから、衛生費の方で聞こうと思っていたんですけど、先ほど角谷委員の方からCO₂の削減ということで、売電について、いろいろあったんですけども、一応内容としてはよく分かったんですけど、今この説明の中で再生可能エネルギーでバイオマス発電という言葉が出てきて、過去から長谷山の方にはそういうことをやっているというのは私もお聞きはしていたんですけど、多分折居の方でも同様にやられていると思うんですけど、これは今現在発電されている発電量及び売却金額にして、この決算書では長谷山の方では約1,000万円ぐらいの計上があるんですけど、どれぐらいのバイオマス発電の割合になるんでしょうか。

○奥村順一委員長 池本施設部次長。

○池本篤史施設部次長 クリーン21長谷山における発電ですけども、成果説明の29ページ、表の23に発電実績がございます。こちらにあるんですけども、このうち総発電量、まずクリーン21の方からいいますと、約1,890万キロワットアワーになっています。所内で利用している分もありまして、そのうち売っている売電量自身が990万キロワットアワーとなっております。

バイオマス発電、その中に入っております、ここには記載がないんですけども、約380万キロワットアワーとなっております。

また、売却金額につきましても、記載では約1億5,000万円と記載されておりますけども、バイオマス分としましては約7,000万円となっております。

同様に、クリーンパーク折居の方につきましても、総発電量の方は上段の方にありますとおり約1,240万キロワットアワーとなっておりますが、そのうちバイオマス分としましては約430万キロワットアワーとなっております。また、売却金額につきましては、記載のとおり約1億2,000万となっておりますけども、バイオマス分につきましては8,600万円となっております。

以上です。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 はい、ありがとうございます。今お聞きしますと、総発電量の大体3割、4割というような感じのご報告やったと思うんですけど、先ほど紙とかそういうものを燃やしても、カウントする、これじゃないと。まあ言うたら、プラスチックとかというようなことをご説明があったんですけど、今後住民さんが出されるごみの内容とか、集まってくるごみのことにもよると思うんですけど、今後このCO₂の2030年問題、2050年問題というようなことを考えていきますと、再生可能エネルギーというのはやっぱり増やしていかなあかんと思うんですね。割合として。

今のお話を聞いていて、どういうふうに移して行くのかなというところ、どのようにお考えなんですか。

○奥村順一委員長 池田室長。

○池田道治安全推進室長 再生可能エネルギーの今後の推移についてでございますけども、今後の推移を押さえるのに大きく2つの要因があるんじゃないかなというふうに考えております。

1つは、先ほどもからも出ていました当組合の排出量の約9割がプラスチック類ということでございましたので、この可燃ごみ中の非バイオマス分であるプラスチック類が削減できればバイオマス比率が上がり、これは再生エネルギーの量が増えるというふうな方向になると思います。

もう1つは、ごみ量全体が減少していく。これによって、当然発電量全体も減少していく。これがマイナス要因に当たるんじゃないかなというふうに考えておまして、したがって、これら大きな2つの要因の状況によって変動することになると

いうふうに考えております。

いずれにしましても、先ほどから述べさせていただくようにプラスチック類を可燃ごみから排除していく。できるだけ排除していくというのが当面の課題というふうに考えておりますので、ごみの減量をはじめ分別の徹底、そういったものを一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 はい、ありがとうございます。ほな、そういうことであれば、以前から言われている広報というんですか、広報活動で住民さんに徹底していくということさらには強くPRして、これが温暖化防止につながっているんやということの広報を終始徹底していただきたい。

以上です。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。

徳永委員。

○徳永未来委員 よろしくお願ひします。

歳入歳出決算事項明細説明書の60ページ及び決算書の30ページ、先ほど質問されましたけれども、財政調整基金についてですけれども、同じような質問にならないにはしたいと思いますが、前年度からさらに2,900万円ため込むという形で今回4億円を超えるような金額になっていますけれども、先ほどのご説明の中で、これまで退職金に使ったりであったりとか緊急に修繕があるというふうなことがなかったということで、それはいいことなんですけれども、そういうことがない中で、これだけため込んでいくというふうなことというのは、やっぱり問題やとも思いますし、決まった額をためていこうというふうなことも考えていないというふうにおっしゃってましたので、基準というのをやっぱり一定つくっていかなきゃいけないというふうには思うんですけれども、そのお考えについてお聞かせ願えますでしょうか。

○奥村順一委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 こちらの財政調整基金への積立てにつきましては、基本的には法律等に基づいて決算剰余金の半分以上は積み立てるという形になっておりますので、まず積立てというのはこの間それに基づいてさせていただいているというところ です。

先ほど言いましたように、これまでは特に途中の退職者がおられましたので、やっぱり4,000万から5,000万程度を積み立てるということが1つの基準と いますか、それをめどにさせていただいたというのが実際のところでありま す。それが平成20年度ぐらいまではそういった者は比較のおられたので、おられ るたびに取り崩して退職金を支払う。当然分担金の増額を求めないという形で運用 させていただいたというのが実際のところ です。

しかし、その年度途中の退職者がそれ以降、退職者そのものが減ってまいりましたので、そのあたりがなくなってきた、積み立てる一方になってきたというのが実際のところでは。

一方で、やはり年度間平準というのにも必要になってきますので、一定当組合としても分担金の額を、資料にはあるんですけども、資料でいきますと5ページを見ていただくと、「分担金の決算額の推移」というのをつけさせていただいています。平成21年度以降しかないんですけども、平成21年度以前については21年度を見ていただいたら分かりますように、分担金は40億を超える規模でずっと推移しておりました。こちらの方は、21年度といえば大型事業もない中で42億という形、それ以前についても40億を超える規模で推移しておりましたので、この間、民間委託を実施するなり行財政改革といったところでこの40億を切るような形で推移するような形で分担金の方はしているというところであります。当然事業費が多いとき、建設事業が多いときには事業費は上がるんですけど、分担金は平準するような形で取り組ませていただいております。この間財政運営をきちっとするというところで、40億を超えない程度に実施していきたいというような形でご説明させていただいて、この間、中には平成29年度あたりには39億になるといったところが出てきたんですけども、何とか建設においても補助金を活用するなり起債を活用する、こういったところまでできる限り40億を超えないような形でこの間運営させていただいているというところでは。

それで、一定40億を超えるようなところになれば、この財政調整基金を入れさせていただいてこの40億を超えないような形で推移させるような、そういった形の財政調整基金の活用もしていきたいというふうに思っておりますし、また、災害等が起こった場合には、やはり施設が急遽故障することもあります。この間は、何とかそういった大型の災害もなく、何とか既決予算の中で対応すると。決して緊急修繕がなかったわけではなくて、あった場合も何とか既決の中で対応するというようなところを各職員の方なりが工夫していただいていたので使っていないということになりますので、ただ、今後災害というのは起こる可能性がありますので、そちらの方は多分1つ故障すれば、あっという間に数千万、数億という経費もかかるようなことも想定されますので、やっぱり一定額、実際に何億というのはちょっと持ち合わせてはいないですけども、やっぱり2億、3億程度の基金は必要ではないかなというふうに思っております。

そういったところでいくと、少し大きくはなっておりますので、やっぱり来年度以降、いろいろと新庁舎の建設なりも入ってきますので、そういったところでこの分担金が多くなるということもありますので、このあたり、構成市町さんと相談させていただいて、基金を活用するというところで何とか構成市町さんの分担金を減らしていく。こういったのに活用させていただきたいとは考えておりますので、このあたりでちょっとご理解をいただけたらと思います。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 今のお話でしたら、特に決めることはないということですかね。これくらい、二、三億ぐらい手元にあつたらいいかなというふうなご発言でよかった

んですか。それ以上、今4億ありますけれども、それ以上も今後ため込む、どういうふうにするかいいんですかね。今、分担金を上げないようにしていくというふうにおっしゃっていましたが、これまでの推移を見ても、ここで基金を使って抑えたということという実績もあるんですか。

○奥村順一委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 これまで基金を使って分担金を抑えたという実績はございません。

先ほど説明しましたように、私どもの財政調整基金、普通の市町と違って2つの要素がございます。1つは本来の財政調整基金ということで、年度間の平準化を図るというためのものが1つ。もう1つは、先ほど言いましたように、年度の途中で構成市町に迷惑をかけないために自前で財源を用意できるためということで、それが普通退職が急に出るとか、あるいは年度の途中で大きな事故が起こって修理をせんなんとかがございます。退職金に関しては、五、六千万あれば2人ぐらい退職が出て回せるだろうということで、退職金で言えば、例えば五、六千万円ぐらい。緊急の修繕ということで、今数億という話もありましたけど、多分数億というようなことはめったにないと思いますので、せいぜい1億程度かなと。ほんで、足しても2億もあれば緊急のその年度に払うお金は何とかなるんじゃないかと。となると、残り2億ぐらい今余っているお金が本来の財政調整に使えるお金ということになりますので、もうまさにこれまで30億台の分担金でやってこられましたけど、これがもう40億を超えそうな状況になってきていますので、もうまさに今、その財政調整基金を取り崩して運用すべきときに来ているかなということですけども、来年度の予算の編成の中で構成市町とお話をさせてもらいながら、その辺を柔軟に運営していきたいとか取り崩していきたいというふうに考えております。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 分かりました。今まさに超えそうになっているということでしたら、またそういうふうな基金を使いまして分担金を減らしていただくような形でお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、説明書の方の14ページの労働安全衛生の取組についてなんですけれども、ちょっと今年度の話で大変申し訳ないんですけれども、私がこの城南委員会の方に入らせていただいてから事件というか、事故というか、6件ほど報告の方をいただいているんですけれども、かなりの数でちょっとびっくりしているんですけれども、去年度についてはどれぐらいの事故というふうなことが起こったりしていたんでしょうか。

○奥村順一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 昨年度ご報告させていただいている事故と申しますか、ちょっと事故に当たるか、ちょっとあれですけど、一応その分をピックアップしますと、

4件ほどご報告させていただいています。

1件目がクリーンパーク折居で起こっています。放流水中の六価クロム化合物基準値超過について、これが1件目。2件目としましては、当組合の事故ではないんですけども、近隣清掃工場において発生した重大事故についてということで、組合と同じ運営事業者による事故であったということなので、情報提供と安全管理の徹底ということで報告させていただきます。3件目と4件目が同じ情報になりますが、クリーン21長谷山の排水基準値の超過ということで、速報の方とその続報ということで、2度させていただいております。この4件がいわゆる事故なりという部分でのご報告であったかなと思います。

それ以外にも、今年度もさせていただいておりますけども、職員採用試験の実施の報告ですとか、一般競争入札の公告の報告ですとか、昨年度以前であれば組合職員のコロナ感染、こういうのも随時ご報告させていただいておりますので、それ以外にも報告はあったんですけども、事故等ということではこの4件が当たるかなと思います。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 何かこう、去年は4件であったということですけども、今年度本当に土壤汚染であったりとか処理水の水があふれてしまったということだったり、ピット内の火災とか、人身事故に当たるものになるんでしょうかね、であったりとか、し尿処理の手数料の誤徴収とか、結構いろいろ問題が起こっているんですけども、すいません、今年度のやつで本当に申し訳ないんですけども、長谷山と奥山の方の処理水のお水があふれている問題に関して、その後調査はしますと言って、水質、処理済みのものなので特に問題はないというふうにお書きいただいていたんですけども、それはもう本当に問題がなかったのかという点についてお聞きしてもいいですか。

○奥村順一委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○奥村順一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

徳永委員、どうぞ。

○徳永未来委員 その件はもういいです。

事件、事故が、今年度については結構続いているなというふう思うんですけども、前年度に4件あって、これについて研修の方を随時行っているというふうなことでんですけども、研修とか事故が起こった場合の、主な原因であったりとか、今後どういうふうに対策をしていくかというふうなことについては、どういうふうに来たんでしょうか。

○奥村順一委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 昨年度起こりましたクリーンパーク折居の六価クロムとかフェノールの排水基準値の超過であるとかというようなところに関しまして、その原因の調査であるとかその後の対策について監督官庁である保健所等と十分協議をいたしまして対策の方を適切に実施しているところでございます。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 どういった対策をされたんですか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 まず、排水基準値の超過に関しましては、その原因といたしましては、クリーン21長谷山の排水基準というのが国の基準に比べましてかなり厳しいものだという中で、法定の測定方法では、本来、フェノールではないものまで捨ってしまうというようなことがございまして、そのあたりを専門家の先生のご意見などもいただきながら、現在は超過した場合はもっと詳細な分析方法での分析を行って安全性を確認していこうというふうにしておりまして、その検証の中では、特に問題ない数値になっているということで確認をしているところでございます。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 国の基準より随分高く設定しているということで、それはいいんですけれども、国の基準をオーバーしているということですか。国の基準より低く設定しているんですか。低く設定していて、それを。国の基準を上回るようなものにはなっていないということですか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 ご指摘のとおり、国の基準よりかなり厳しい維持管理の基準を設けておりまして、その維持管理は超過いたしましたけれども、国の基準としては超過をしていないというのがクリーン21長谷山の排水基準の超過の内容となっております。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 分かりました。国の基準は守られていて、厳しく設定されている方はちょっと超過してしまったという理解でよろしかったですね。分かりました。

事故、事件がちょっと多いなというふうに感じてしまったので、また対策の方とかしっかき今後もやっていっていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

田中委員。

○田中智之委員 城陽市の田中でございます。よろしくお願ひいたします。勉強不足のところも多々ございますので、ちょっと的外れな質問あるかとも思いますが、ご容赦いただければと思います。

説明書の14ページ、15ページの労働安全衛生の取組の内容について幾つか質問の方、させていただきたいと思ひます。

まず、職員の健康管理というところで、健康診断の取組とメンタルヘルス対策について示されておりますが、健康診断の結果については表9の方で示されておりますが、メンタルヘルスの対策の結果、ストレスチェックを行って実際に不調者の数であったり休職されている方の数などは把握されておりますでしょうか。

○奥村順一委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 ストレスチェックの方を実施しまして、それに対して高ストレス者が何名だというのはこちらの方でも把握できるようになっております。ただ、誰がということまでは、あくまでもそれを実施している産業医さんの方で把握をしていただくという形になっておりますので、当組合で誰かというのは基本的には把握していないということになります。

ただ、高ストレス者については産業医さんとの面談をできるような形を取っておりますので、そういう方の中で相談をしたい方については申し出ていただいて、産業医さんと予約を取って面談をするというような形を取らせていただいております。

○奥村順一委員長 田中委員。

○田中智之委員 私、ちょっと聞き逃してしまったかもしれないんですが、人数については把握されているということで。

(「休職者数」と呼ぶ者あり)

○田中智之委員 休職者数についてもお願ひいたします。すいません、人数については把握されているということでよかったでしょうか。すいません、お願ひします。

○奥村順一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 はい、高ストレス者の人数は把握しております。あと、休職者の数についても当然把握しております。

○奥村順一委員長 田中委員。

○田中智之委員 休職者について、ちょっと人数の方を教えてくださいなと思っております。

○奥村順一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 令和4年度でありますと、人数としては3名の方が、心身の不調によるというのは3名の方が休職されております。

○奥村順一委員長 田中委員。

○田中智之委員 はい、ありがとうございます。

やはり健康という中でもメンタルヘルスについてはもう社会的な問題にもなっておりますので、産業医さんの方が把握されているということでございますので、そちらの方、連携して現場の職員の方の対応に当たっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、先ほど来ほかの委員の方からもご質問がございましたが、外部委託の方々の安全衛生管理についてお伺いしたいと思います。

先日、新人議員研修というところで、幾つかの現場の方、私も回らせていただきました。その中で、非常に最前線の方で業務に当たっていただいております外部委託の職員の方々というのが、回らせていただいたのがちょうど夏場だったこともございまして、非常に厳しい環境の中、様々なエアコンの筒を職員さんの前に持ってきてみたい、いろいろな取組もしていただきながら業務に当たっていただいているところを拝見させていただきました。

そういった中で、外部委託の現場の職員さんの悩みであったり要望といったもの、職務環境を改善していく上での要望というのをピックアップするための仕組みというのはどのようになっているのでしょうか。お願いいたします。

○奥村順一委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 委託業者の方と当組合の職員で職場巡視、合同パトロールという形でさせていただいています。その中で、お互いに職場を巡視することで委託業者の方からこういう改善をしてくれないかという意見等についてはお聞きして、改善対策について検討して、改善できるところは改善すると。できなかつたら別な方法を取るとか、そういう形で進めさせていただいております。

○奥村順一委員長 田中委員。

○田中智之委員 ありがとうございます。先ほど来、事故についてのご指摘もございましたけども、やはり本当に最前線で事故が起きるものだと思いますので、そういった現場の要望というのは取り上げていただけたらなというふうに思います。

私も、もともと障害者施設の方で勤務しております、いわゆる就労A型、B型の方と一緒に仕事をしていたんですが、現場で働かれている方にはそういった作

業所の方というのもおられると思います。なかなか自分では思いを伝えるのが難しい方というのもたくさんおられるというふうに思うんですね。そういう方もおられるということ踏まえて、現場の方の意見をピックアップするように努めていただけたらというふうに思います。

3点目でございますが、14ページにある安全衛生活動の中で、交通安全講習が23名受講されているというふうにございますが、職員の数が今現在100名程度だったかと思います。その100名の職員さんの中で、ふだんの業務の中で運転をされる方というのは大体どのくらいで、その中で23名、どのくらいの割合で受講されているのかについて教えてください。

○奥村順一委員長 橋本課長。

○橋本哲也総務課長 業務の中でどれぐらいの人数かというの、ちょっと人数、きっちと把握はできていませんが、基本的に本庁舎であれば工場間の行き来というか、連絡便的なものもございまして、そういう意味では本庁舎の方については全ての方が何かしら車の運転をするという形になります。工場の方でも、工場からこちらに来る連絡便という形もやっておりますので、そういう意味では工場の方の事務的な方も車の方は運転するという形になりますので、業務として使っているのは、ほぼおおむねの方は使われているのかなというふうに思います。あとはもう、そもそも通勤がほとんど車でありますので、そういう意味では車を運転されているのはほぼ全員に近い方が車を運転する機会はあるのかなというふうに思います。

そのうちの23名ということになりますので、どうしても全員ではございません。どうしても全員が一気に研修というのは受けられませんので、やはり一定の各工場ごとに、一定の比率を設けまして受けていただくという形でしておりますので、交通安全講習については基本的に毎年実施していくものでありますので、今年受けられてない方は来年というような形で、トータル的には全員の方に受けていただけるような形で進められたらなというところで考えております。

○奥村順一委員長 田中委員。

○田中智之委員 ありがとうございます。やはり業務の中で、基本的に100名全員が運転されるということで、また業務の中で全員が研修を行うのは難しいというところでもございましたが、2年前ですかね、大きな事故の方もございまして、先ほど予備費の説明の中でその賠償について、一定大きい額、支出があったというご説明もございました。

起こってしまったものは仕方がないという部分もあると思います。ただ一方で、業務の中で全員に研修を行うのは難しい。確かに集合研修を行うのは非常に難しいと思います。この時代ですね、例えばパソコンの動画で見させていただくなど様々な手段で、また一気にまとまった時間でというのに限らず研修を受けることというのはできるのではないかとこのように思います。この交通というのは、やはり相手方もいることでもございますので、できる限り多くの方に受けていただくという取組が必要なんじゃないかというふうには思います。

100名に対して、私も大体多分100人ぐらい、ほぼ全員が全員運転されているんだろうなというふうには思っていたんですが、その中でもちょっと23名というのは少し少ないのではないかなと思って、質問の方をさせていただきました。質問、以上になります。

○奥村順一委員長 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 0時45分再開

○奥村順一委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

宮園委員。

○宮園智子委員 失礼いたします。城陽市の宮園と申します。よろしくお願いたします。

1つだけなんですけれども、ご質問させていただければと思います。

成果説明書の16ページと17ページの広報事務の件についてなんですけれども、59ページの予算も、こちらの数字も見させていただいて、感じるものが1点ございまして、これからの時代、ペーパーレスというのが増えてくると思うんですけれども、今後この「エコネット城南」の発行について、例えばもうインターネットだけにするとか、それか、まだまだ紙ベースにしていくとか、その方向性を教えていただいてよろしいでしょうか。

○奥村順一委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 広報紙につきましては、令和4年度につきましては、隔月発行ということで、紙ベースの方で発行させていただいております。

やはり紙ベース、紙離れというのが非常に進んでいるというのが課題でありまして、新聞折り込みの方で配布させていただいていましたけど、50%を切るような地域も出てきているというところで、それが課題であるという形で議会の方でも報告させていただいておりまして、一方で、やはりインターネットの方、ホームページの方で見ていただく、またSNSで情報発信することもさせていただいているんですけども、やはりいろいろ応募の申込みでありますとか、そういったのを見ますと、やはり紙ベースでの申込みが多いというのも実態ではございますので、そういう意味では紙ベースはまだ必要だということが認識としてございます。

それを受けまして、今年度からは、令和5年度からはポスティングということで全戸配布ということにさせていただいて、一方で隔月発行、年7回発行していたのを年5回という形で、発行回数は減らすもののページ数は一定確保させていただいて、全世帯に届くようにという形で今年度からさせていただいておりますので、基本的には紙ベースは引き続き継続させていただくという形で考えております。

一方で、ホームページなりSNS、こういったところへの情報発信の方も引き続き

き積極的に続けていきたいと考えております。

○奥村順一委員長 宮園委員。

○宮園智子委員 ありがとうございます。確かに、私自身もやっぱり紙がまだまだ必要なのかなという部分もある一方で、やっぱりインターネットが普及していますので、そちらも両方とも大切にしていだければと思います。

この数字を、59ページの広報費のもととどのぐらいが基準なのか分からないんですけれども、私自身の話になるんですけど、選挙とかでもやっぱり一番広報というのがこれから経費として問題になっていく。もっともっと安くできないのかなというのを考えたりして、ちょっと重なってしまう部分があるので、ぜひとも紙ベースと、あとインターネットの方を両方とも両立して、経費の方も削減していだければと思います。

以上になります。ありがとうございます。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。
岡本委員。

○岡本里美委員 よろしくお願いいいたします。

説明書の1ページになります。令和4年度に実施した主な取組という内容の中の

④ごみ処理手数料のキャッシュレスの決済についてお聞きをしたいと思います。

まず、ごみ処理手数料をお支払いになられるどういった方といますか、どれぐらいの方が今までお支払いをされていたのか、教えていただきたいと思います。

○奥村順一委員長 花畑会計管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 令和4年度の実績を申しますと、エコ・ポート長谷山で工房とかの利用をされるところなんですけども、そこで12名の方で、金額にしまして6,500円ということになります。あと、埋立処分地でありますグリーンヒル三郷山で3件、8,400円です。合わせまして1万4,900円の金額ということになっております。

以上でございます。

○奥村順一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 そうしましたら、その件数の方が今後キャッシュレスをされるということになるのでしょうか。

○奥村順一委員長 花畑管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 そのときにキャッシュレス、Pay Payですけども、利用されたと。継続して利用されるかはちょっと分からないですけども、バーコード

で支払いができるということで利用されたのではないかと思います。
以上でございます。

○奥村順一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 すいません、勉強不足で申し訳ないんですけども、そうしましたら、今まで現金でその6,500円なりをお支払いされていたのが現金を持たずにキャッシュレスができるという、そういったことを今回導入されたということによるのでしょうか。

○奥村順一委員長 花畑管理者。

○花畑久仁浩会計管理者 エコ・ポート長谷山に関しましては、令和3年から導入しております、先ほど言いましたグリーンヒル三郷山、埋立地ですね。こちらの方は令和4年度から実現可能となっております。

ですので、現場では恐らく。ああ、先ほどバーコードと申しましたけど、QRコードを備え付けていますので、お支払いはできますよということは広報というか、周知していただいて、ああ、それならということで少額の場合は払われているのかなというふうに思われます。

以上でございます。

○奥村順一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

現金を持たずにそういったことでQRを読んでもらうという形で、使われる方にとっては便利になったのではないかなと思いますし、その後に書いていますし尿処理手数料の方でもまたコンビニエンスストアの方での支払実施に向けた整備をこれからということですので、またそちらの方も今後どういった実績があるのかお聞きしていきたいと思います。

次に、同じく説明書の方になりますけれども、まず36ページの方の6番の出前講座の取組で、こちらの表が実績として出ております。やはりコロナのときに比べまして回数も多くなっておりますし、また、参加者の合計人数も196人から760人と大変多くなっておりますので、コロナ禍前の水準にまで回復したというふうになっております。

その中で、主催者等を見てみますと、城南衛生管理組合以外に各種団体でありましたり、大学、また保育園など本当に多くのところにご協力をいただきながら、また開催地も市町でいろいろとご協力をいただいて、こういった開催ができていますのだなと思いますので、コロナが落ち着いて今回回復したということですのでごくよかったなと思っていますので、やはりこちらにも書いてありますとおり、多くの人へ推進、PRを今後とも進めていただきたいと思います。

そこでお聞きしたいのが⑦の環境学習の取組について。令和3年度から始まりました環境学習、こちらは次のページ、38ページの表34になりますが、こちら、

今回令和4年度は合計5回、116人となっておりますが、コロナ禍でもありましたから、令和3年度、始められたときはどれぐらいの回数、参加人数でしたか。教えてください。

○奥村順一委員長 別所エコ・ポート長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 環境学習の取組ということで、令和3年度から取り組んでいます。基本的にはごみ減量や分別というところのテーマを超えて、廃棄物処理とも密接する地球温暖化問題であるとかプラスチックごみ問題などの環境問題を取り上げることでこういったイベントを開催しているということです。

令和3年度の実績なんですが、ちょっとすいません、人数の方はちょっと今数字を持ち合わせていないんですけども、令和4年度と同じく5回の開催を計画しまして、うち1回はコロナの関係で中止ということになりましたが、4回の開催をしております。

すいません、あと、数字の方なんですけれども、令和3年度は4回合計で79人という参加になっております。

以上です。

○奥村順一委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 ありがとうございます。学校の方からもよく見学をされたりということで、施設を見ていただくということも行っていると思いますが、親子で、子供さんもそうですけれども、幅広い世代と書いてあります。なかなか大人の方でもごみの分別でありましたとかそういったところで、まだまだ、地域のごみを見ていましてルールを守られていない方もおられると思います。本当に子供と一緒にというのであればしっかりと親御さんもその辺きちんとされるかなというのもありますので、こちらも出前講座、併せて環境学習という形で本当に幅広い世代、親子で学習も努めていただきたいと思いますので、進めていただく形でどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥村順一委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で議会費、総務費、公債費及び予備費についての審査を終結いたします。

[衛生費]

○奥村順一委員長 次に、衛生費について説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 それでは、続きまして、衛生費全般についてご説明申し上げます。

衛生費は、組合の根幹業務でございます、し尿及びごみ部門の管理運営や処理・処分等に要する経費が主なものでございまして、衛生費を構成いたします目ごとに順次ご説明申し上げます。

最初に、説明書の62ページをご覧ください。

清掃総務費でございますが、決算額は、4億8,030万2,878円で、前年度比較では156万6,531円の減額となっております。主な経費といたしましては、一般職員58人及び再任用短時間勤務職員6人の人件費や、エコ・ポート長谷山工房スタッフなどの会計年度任用職員6人の報酬などのほか、ダイオキシン類測定に要した経費、場内整備管理業務委託料などがございます。

各工場別一般職員給与の決算額の状況は、57ページの令和4年度職員給与費決算額調の清掃総務費欄に記載のとおりとなっておりますので、ご覧おき願います。

次に、63ページ上段、し尿委託費でございますが、決算額は3億3,296万7,608円で、前年度比較では5,281万9,536円の増額となっております。主な経費といたしましては、し尿収集運搬に係る業務委託料のほか、し尿収集運搬委託企業への転廃業助成金などがございます。この増額の主な要因は、令和4年度がし尿収集運搬委託企業転廃業助成金の交付最終年度に当たり、この交付額が令和3年度に比べ増加したことなどによるものでございます。

戻りまして、19ページをご覧ください。

し尿収集実績の詳細は表11に掲載しておりますが、し尿の収集量は年々減少しており、令和4年度におきましても、表の下から2段目の計でございますが、9,595.94klとなっております、前年度比較で651.77kl、6.36%減少しております。

20ページをご覧ください。浄化槽汚泥の清掃につきましては、管内6企業に許可を行っているところでございます。

事業の実績につきましては、表12及び表13に記載しておりますが、表12及び表13に記載しておりますが、表12のとおり、浄化槽汚泥の搬入件数も減少傾向にありまして、令和4年度の搬入件数は、前年度から380件減少し、8,353件となっております。表13のとおり汚泥の搬入量につきましても、前年度から965.94kl、4.79%減少し、1万9219.05klとなっております。

次に、再度63ページをご覧ください。

下段の徴収費でございますが、決算額は731万6,417円で、その主な経費は、し尿処理手数料のコンビニ収納実施に向けたシステム改修の経費のほか、システムの維持管理に要した経費、納付書等の印刷・郵送料など収納事務に要した経費などがございます。

なお、し尿処理手数料の過年度分の過誤納還付金として、2万3,900円を支出しております。

戻りまして、20ページをご覧ください。

下の表15に記載しておりますとおり、管内の下水道の普及に伴い、し尿収集世帯は年々減少しており、令和4年度末し尿収集登録世帯は、前年度末から166世帯減少し、2,576世帯となっております。

次に、64ページをご覧ください。

し尿処理費でございますが、決算額は1億3,824万7,837円で、前年度比較では1,800万376円の増額となっております。主な経費といたしましては、クリーンピア沢の運転・維持管理に要した経費などがございます。この増額の主な要因は、し尿等の搬入量の減少に伴い、下水道排水に係る下水道使用料が減少したものの、施設運転に要する電気代が増加したことや老朽化に対応するための機器改修工事費が増加したことなどによるものでございます。

戻りまして、21ページの表16をご覧ください。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、先ほど申し上げましたとおり、年々減少しており、令和4年度は合計で、2万8814.99kℓの搬入量があり、前年度から1,617.71kℓ、5.32%減少し、その全量につきましては、クリーンピア沢において前処理と希釈処理を行い、公共下水道への排水を行っております。

続きまして、65ページと66ページをご覧ください。

ごみ焼却費でございます。決算額は、14億8,109万600円で、前年度比較では8,707万5,803円の減額となっております。ごみ焼却費のうち、クリーン21長谷山についての決算額は、65ページの一番上の右側、10億8,821万3,643円で、主な経費といたしましては、夜間及び土日昼間運転の委託経費のほか、施設整備費、薬品・油脂類購入費、光熱水費、燃料費及び焼却灰の運搬・処分費など施設設備の運転・維持管理に要した経費でございます。前年度との比較では、老朽設備等の改修整備工事費の減少などによりまして5,923万1,288円の減額となっております。

次に、クリーンパーク折居の運転管理に要した経費につきましては、66ページ中段をご覧ください。

決算額は3億9,287万6,417円で、主な経費といたしましては、DBO方式で実施しております長期包括運営管理業務委託料や焼却灰の運搬及び処分に要した経費などがございます。運営管理業務委託のうち、設備点検に係る費用の減などにより、前年度との比較では2,784万4,515円の減額となっております。主な増額要因は、設備点検に係る費用の増等により、DBO方式で実施しております長期包括運営管理業務委託料が増加したことによるものでございます。その他、主な経費といたしましては、焼却灰の運搬及び処分に要した経費などがございます。

クリーン21長谷山及びクリーンパーク折居両工場の可燃ごみの処理実績は、26ページの表22、またクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の両工場におきましては、その発生電力を工場運転用電力として使用し、余剰電力を電力会社に売却しておりますが、その発電実績につきましては、29ページの表23に記載しておりますので、ご覧おき願います。

次に、再度66ページをご覧ください。

表の下段、ごみ中継費でございますが、これはごみの収集輸送の効率化と構成市町間の公平性を確保するために必要なごみの中継運搬経費でございます。決算額は19億1,074万4,531円で、前年度比較では15億4,745万2,474円の増額となっております。この主な要因は、ごみ中継施設更新事業に係る工事費の大幅な増加によるものでございます。その他の経費といたしましては、ごみ中継の運転管理業務委託や車両の維持管理に要した経費などがございます。ごみ中継施設

更新事業につきましては、令和元年度に策定いたしましたごみ中継施設整備基本計画に基づき事業を進め、31ページの②に記載しておりますとおり、令和4年度はごみ中継施設の完成及び試運転を実施し、令和5年4月から施設の稼働を開始したところでございます。なお、事業費の内訳の表に令和5年度（4年度繰越分）の記載がございますが、これは令和4年度一般会計補正予算（第2号）にて設定した繰越明許費に係るもので、具体的には中継車両の納入が令和5年度になるというものでございますが、これも今年度中に納入が完了する見込みとなっております。

次に、67ページをご覧ください。

リサイクル費でございます。決算額は3億7,578万5,409円で、前年度比較では6,557万6,164円の増額となっております。この主な要因は、施設の整備機器に係る改修工事費が増加したことなどによるものでございます。その他の経費といたしましては、エコ・ポート長谷山での缶・瓶・ペットボトルの選別委託料やリサイクルセンター長谷山でのプラスチック製容器包装資源化施設の運転業務委託料などの容器包装廃棄物等の資源化に要した経費、施設整備の運転維持管理に要した経費、及びリサイクル工場の運営に要した経費などがございます。

令和4年度におきましても、構成市町と連携協働してプラスチック製容器包装を含む容器包装廃棄物5品目などの資源化に努めましたほか、サントリーとの協定に基づくボトルt o ボトル水平リサイクル、剪定枝のチップ化物の住民・事業者配布事業にも取り組んだところでございます。また、エコ・ポート長谷山では、廃棄物の有効利用とごみの減量を図る3R推進のPR施設として開設以来リサイクル工房、住民教室及び小学校の施設見学など様々な取組を行ってまいりました。

戻りまして、34ページから38ページに記載しておりますとおり、リサイクル工場の運営につきましては、エコ・ポート長谷山を拠点に参加体験を通して住民の環境意識の向上を図ることを目的に衣服工房、ガラス工房及び自転車工房や各種リサイクル教室などを開催しました。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の防止対策を講じながら各事業の執行に努め、参加者数は35ページ上段の表29のとおり昨年度より大幅に回復したところでございます。

次に、68ページをご覧ください。

ごみ破碎費でございます。ごみ破碎費は、リサイクルセンター長谷山でのごみの破碎処理に要した経費でございます。決算額は2億7,408万7,029円で、前年度比較では3,898万3,487円の増額となっております。この主な要因は、処理施設の運転等に要した電気使用料や機械設備に係る定期点検整備工事費が増加したことなどによるものでございます。その他の経費といたしましては、破碎ごみの運搬及び処分の委託料、工場運転に要した光熱水費、破碎機交換部品の購入に要した経費などがございます。

戻りまして、39ページをご覧ください。

令和4年度の粗大・不燃ごみの処理実績は、表35に記載のとおり、前年度から739.74トン、4.69%減少し、1万5,016.45トンとなっております。

次に、69ページと70ページをご覧ください。

ごみ埋立費でございます。決算額は1億826万2,700円で、前年度比較では5,379万1,561円の増額となっております。この主な要因は、施設及び機械設備の運転等に要した電気使用料、重機等の修繕料の増のほか、コンピューター

設備等の老朽化に伴う改修整備工事費が増加したことなどによるものでございます。主な経費といたしましては、グリーンヒル三郷山埋立処分地及び奥山排水処理施設の維持管理に要した経費や、排水処理施設の運転等に要した経費などがございます。

なお、ごみの最終処分は、組合のグリーンヒル三郷山のほか、宇治廃棄物処理公社及び大阪湾広域臨海環境整備センター、大阪湾フェニックスセンターで行っているところでございます。

戻りまして、41ページをご覧ください。

令和4年度の最終処分実績につきましては、上段の表39に記載のとおり、前年度から1,152.06トン、7.25%減少し、1万4,730.68トンとなっております。

なお、グリーンヒル三郷山及び奥山排水処理施設における放流水の水質測定結果につきましては、下段の表40、表41のとおり、いずれの項目につきましても基準値を満たしております。

また、前のページ、40ページの③に記載しておりますとおり、奥山排水処理施設の老朽化が進行しておりますが、これを都度建て替えることは効率的ではないことから、令和5年度に生活環境影響調査を実施し、並行して処分地の廃止に必要な方策等について検討を行うこととしております。

次に、再度70ページをご覧ください。

新事務所棟建設事業費でございます。決算額は1,269万4,726円で、前年度比較では2,635万5,274円の減額となっております。この主な要因は、令和4年度は移転整備支援業務等一部の委託業務の事業執行のみとなりましたことで決算額が前年度比で減額となったものでございます。当初は令和4年度10月頃の工事契約及び工事開始を予定しておりましたところ、急激な物価上昇等により入札不調となったことから、この工事費及び工事の管理に伴う委託料について翌年度に繰り越させていただき、令和5年度に執行しております。

新事務所棟の建設工事につきましては、去る2月議会閉会日に工事契約に係る議決を頂戴して以降、建設工事に着手し、順調に進んでおり、令和6年度の供用開始を予定しております。

続きまして、70ページ下段のクリーン21長谷山長寿命化事業費でございます。

決算額は748万円となっております。令和4年度は、5年度から実施するクリーン21長谷山基幹的設備改良工事に向け整備内容等をより効率的な内容へと見直しを行うとともに、工事及び工事施工監理業務の発注仕様書や国庫補助金申請書類の作成等の準備を進めたところでございます。

以上、簡単ではございますが、衛生費関係の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○奥村順一委員長 これより衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

徳永委員。

○徳永未来委員 よろしく申し上げます。まず、前年度のこの決算委員会において最

終処分地の使用率、進捗率についてご質問をされておられて、大体50%ぐらいを使用しているというふうにご答弁されていたと思うんですけども、1年たって、1年なのでそんなに大幅に進捗率が伸びているというふうには思わないんですけども、現在どのような状況になっているのでしょうか。

○奥村順一委員長 馬淵グリーンヒル三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 埋立処分場の状況について説明させていただきます。

まず、グリーンヒル三郷山埋立処分地の埋立容量についてなんですけども、現在搬入された重量から容積に換算して算定していますが、埋立進捗率が50%になったということで、より精度の高い埋立容量を把握するため、令和4年度に埋立処分地の測量業務を実施しました。その結果、令和4年8月時点で当初見立てていた埋立容量、約11万 m^3 なんですけども、埋立進捗率にして約55%となっていました。それよりも少ない結果、累計埋立量として約8万7,000 m^3 、埋立進捗率43.5%となりました。

それから、令和4年度の実績なんですけども、令和4年度につきましては、容量換算で約6,000 m^3 の埋立てを行っていきまして、その結果、埋立累計量は9万2,000 m^3 、埋立容量20万 m^3 に対する進捗率については約3%進んで46%となっております。

以上です。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 分かりました。一旦もう1回測量し直して、そしたら今、前年度より少なくなったということで、一定その点についてはまだ余裕があるんやなというふうに思うんですけども、在り方について今後検討していくというふうにもおっしゃっていますけれども、この組合の中でも災害の廃棄物の在り方についてとか、宇治市でも災害廃棄物の問題について、前回、今年9月の定例会の委員会で諸案というのができてきたんですけども、その中に、やはり災害で、起こったときにどれくらいの管内で災害の廃棄物が出るのかというふうなことというのは試算されているのでしょうか。

宇治市の場合ですと、生駒断層の地震が起こった場合というものと、あと南部豪雨のときのごみの処理の量というふうな形で出ささせていただいているんですけども、どれくらいごみが出て、グリーンヒル三郷山の埋立地が埋まるというふうな試算は出しているのでしょうか。

○奥村順一委員長 馬淵所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 災害廃棄物の処理に関してなんですけども、災害廃棄物については平常時と異なる性状のごみが大量に発生しますので、構成市町と連携して仮置場であるとか搬入される廃棄物の量とか、そういう状況に応じた計

画を検討していく必要があると考えておりまして、現在も構成市町と連携しながら検討を進めているところです。

具体的に、埋立処分場の埋立量がどれぐらいになるかという数字は今持ち合わせていませんが、これまでの実績としまして、平成24年8月に発生した京都府南部地域豪雨災害における災害廃棄物の埋立量としては約2,200トン、容量で約2,500m³となっておりまして、進捗率のそのときの進み具合としては1.3%ほど進んだというような状況があります。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 普通に見て、年度で3%ぐらい進んでいくものがこの南部豪雨のときは1.3%、そのときだけで進んだということで、結構大きい数字だなというふうにも思いますし、これが地域全体の地震災害というふうになると、もっと大きなごみが出てくるんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひこれ試算していただいて、どこまで大丈夫なのかということ、いつ起こるか分からないという点でしっかり検討していただきたいなというふうに思います。

あと、グリーンヒル三郷山であったりとか奥山排水処理施設の水質の測定結果についてなんですけれども、今問題になっておりますPFOSとかPFASとかありますけれども、そういうふうな検査というのは、これはここの地域、施設ではされているのでしょうか。

○奥村順一委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 今ご指摘のありました有機性のフッ素化合物につきましては、現在のところ測定の方はしておりません。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 国が手引の方を出していると思うんですけれども、廃棄物処理施設やフッ素化合物を取り扱っている施設の排水からそれを流しているところに水質の環境に問題が出ているところもあるというふうに書かれてもいますし、ぜひ水質を見るというふうなこともやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 今、有機フッ素化合物については、人体に影響が出る可能性があるというところで、上水であるとか飲料用の井戸水、こういったところに暫定の目標値などが定められておりまして、同様に公共用水域であるとか地下水にも暫定の指針値という形で定められているというところは認識しております。そのため、今全国的にも上水などは測定が積極的に行われておりまして、一部で暫定の目標値を超過したという報道があるというようなことで問題になっているものだと思います。

ます。

当組合の方では、埋立処分地の管理のために井戸を設置はしておりますけども、飲料用ではないというところもありますし、今のところ、現時点では有機フッ素化合物の方は測定をしておりませんが、今後規制の動向というのを注視させていただきまして、測定義務が課せられるというようなことのある状況がありましたら、監督官庁の指導に基づき適正に対応していきたいというふうに考えております。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 いろいろ問題にもなっていますし、なかなか周りに施設があるというわけではないかもしれませんが、民家はないにしても、ただ土にしみ込んでいくということもありますので、しっかり、検討の方をしていただけたらいいかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

あと、説明書の34ページの剪定枝チップ化物の配布事業についてですけれども、これ、前年度より配布実績が下がっているというふうな状況なんですけれども、そもそもなんですけれども、どれくらい作っておられるようなものなんですか。令和4年度と令和3年度において配布されている実績というのは分かるんですけれども、実際作っていらっしゃる量というのが分からないんですけれども、いかがでしょうか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 剪定チップ化物の作った量というところなんですけれども、成果説明書の前のページ、33ページの方をご覧くださいまして、一番上の段の剪定枝の資源化量というのがございまして、こちらの方が作った、トン数にはなりますけれども、令和3年度でいうと475トン、4年度でいうと229トン程度のチップ化物を作っております。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 これではどれだけ配布されたのかというふうなのが、作った量がトンで配布されたものが立米だとちょっとなかなか分かりにくいというふうなのがあるので、今さら資料が、どういうふうになっているのかというのはちょっと難しいかもしれませんが、できればそろえていただいた方が分かりやすいんじゃないかなというふうには思います。

実際、資源化率というのが3年より4年の方が減っているというのは、剪定された量というのが大きく変わっているというのもあると思うんですけれども、これは、出さる方によるとは思うんですけれども、こんなに減った理由というのは何かあるんですか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 まず、剪定枝のチップ化量がトン数で示されていて、配布量が体積で示されているという件ですけれども、作るときにはその業者さんの方にチップ化の機械で潰していただいて、それを計量器で計量して管理をしていくということをしておりますので、トン数で管理をするということをしてしております。配布のときは、配布するときに一回一回は重量を量りませんので、大体ためているところどの程度減ったかというのを、体積どれぐらいというところをこの範囲をちょっと測ったりとかしながら、大体どれぐらい減りましたよということ勘定しておりますので、その辺でどうしても体積で勘定するということになっております。大体なんですけれども、1 m³当たりが大体0.3トンぐらいで押しなべていただければ大体平均的には比較できるかなというようなことになっております。

令和4年度の資源化量が少ない理由というところなんですけれども、資源化量につきましては、資源化業務につきましては、配布に合わせましてチップ化をするという業務を行っておりますので、その年の配布の回数であるとか在庫の状況によってチップ化の量を決めているというところですので、そのタイミングによって令和4年度については228トンと少ない資源化量になったというところでございます。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 配布の回数を前年度より減らしたということなんですか。今、ちょっとすいません、聞き取りにくかったんですけども。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 すいません、搬入量とチップ化量の関係といいますのは、搬入された剪定枝というのは基本的には全量チップ化の方をさせていただいております。それが大前提にありまして、その中で、そのチップ化する時期というのは配布時期であるとかその年の排出の回数によってずれが生じたりしていますので、年度によって結果としてチップ化する量は変わっているんですけども、トータルでいうと、入ってきたものは全てチップ化をして住民の皆様に配布をさせていただいているというような状況となっております。

○奥村順一委員長 徳永委員。

○徳永未来委員 これ、私ももらいに行ったことあるんですけども、お庭にまいたりとか植木にあげたりとかということをしていたんですけども、そのときもかなり利用されている方がいらっしゃったので、なかなか結構減っているなと思ってみただけだったので、ぜひまた取り組んでいていただきたいなというふうに思います。
以上です。

○奥村順一委員長 質疑はほかにございませんでしょうか。
原田委員。

○原田周一委員 はい、ありがとうございます。原田です。すいません。

今、徳永委員の方からPFASのその辺の関係の質問が結構出たんですけど、私からもページ41やと思うんですけども、成果の。三郷山と奥山の排水処理施設の、放流水の測定結果が出ているんですね。この表を見ますと、やっぱり奥山の数値よりも三郷山の方が全体的にBOD、CODを含めて少し高いということがあります。

当然基準なので、しっかり管理されていると思うんですけども、奥山の方は埋立処分地、あと井戸もあって、それで水質のチェックも常にさせていただいている。

何年前かにこの席でも質問させていただいたんですけど、宇治田原町は非常に飲料水が地下水でもあるんですね。全て。距離も近いと。地形的に、上の方は、こういう山があって尾根があってと分かるんですけど、地下の方は全然全くどのような流れになっているのか分からない。その中で、しっかり管理していただきたいというようなお話を過去にしたことがあったと思うんですが、今、徳永委員も言われたように、最近話題になっている有機フッ素化合物、これがまだまだいろんな文献とか読みましても非常にまだ知見が少ない。ただ、分かっているのはコレステロールが上がったり、あるいは発がん性があったりというような報告もあって、欧米中心にかなり規制が厳しくなっているというようなことがあります。特に、体内に一度入ると、その半減期が3年から8年というような、新たに摂取をすれば3年から8年蓄積するというようなデータも欧州の食品安全機関の方からも出ています。

特に我々、私の方が心配するのは、三郷山、地図を見ますと、宇治田原町から途中尾根があるのは分かるんですけど、先ほど言いましたように、地下の状況が分からないので、そのあたりをしっかりと検査を、今やっていないということの答弁があったように思うんですけど、しっかりとやっていただきたいというふうに思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○奥村順一委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 各委員の方々からいただいた意見について、私どももしっかりと研究させていただきたいなというように考えております。またその研究の結果で対応等についても考えていきたいなというように考えております。

以上です。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 研究ということなんですけども、実は2020年に水道水の水質の基準に、PFAS、PFOA、ペルフルオロスルホン酸ですね。それとオクタン酸。この辺のものを合算して50ナノグラム/ℓという基準が設けられています。それから、これは当然地下水の方のモニタリングの方の数値も同じように水質汚濁防止法によって50ppm、50ナノグラム/ℓという基準が決められています。実際、特にフライパンとかコーティング剤とかスプレーとか消火器とか、ありとあらゆるものに。今は、異性体も4,000種類ぐらいあると言われていたんですけども、まして健康被害があるということであるならば、やはり当組合としては率先してこの

管内の住民の健康を守るということで、CO₂ばかりにらずに、CO₂だけじゃなしに、水質についても、こういう具合に安全なもの流していますよと、放流していますよというような、言えるぐらいのデータを管内の住民に示していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○奥村順一委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 ただ今いただいた意見を踏まえて、今後さらにしっかりと研究してまいって対応したいと思います。

(「それは違うやろ」と呼ぶ者あり)

○栗山淳彦施設部長 今、三郷山においては、お示ししています表40にある各種法令に基づく水質検査、基準値を大きく下回っているところで管理運営をさせていただいております。その中で、今いただいた意見も含めて、今後考えてまいりたいというように思います。

○松村淳子管理者 よろしいですか。

○奥村順一委員長 松村管理者。

○松村淳子管理者 処分地の、処理水については、やはり法令に基づいたものが大変重要であるというふうに思っております。

私ども、法令違反というとおかしいですけど、法令の基準を超えることがあったときにどう対応していくかというので、この間処理水のことについては大変神経を使ってきた。また、管内の方の住民の方に対してもご迷惑をおかけしたことに対して真摯に取り組んでまいってきたというのが今の状況かなというふうに思っております。

今話題となっております、PFOS、PFAS等につきましては、先ほど来ございますように、いわゆる飲料水というところの中での基準の考え方というのが今議論されておったり、あるいは諸外国のところでも、その基準値についてもいろいろ議論されているところでございまして、こういう処理水についての基準、考え方については、今国においても示されていないというのが現実でございます。そういうことから考えますと、国あるいは研究機関等の動向を踏まえながら、私どもとしては切実に対応していく。これがやっぱり私どもの方の考え方かなというふうに思っておりますし、今担当の方からお答えさせていただきましたとおり、これまでもやってきましたし、これからも、基準というものをしっかり遵守しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 はい、ありがとうございます。確かに、今、管理者が言われたよう

に、まだまだ知見も少ないと。今現在集めているというような段階やと思うんです。特に、今まで問題になっているのは今言われたように飲料水ということで、宇治田原町の方でも令和元年ぐらいから、ここ5年ほど前から、検査はされているんですけども。

実際に、いろいろ見ますと、米国なんかの基準もここへ来て今年の3月なんかで4ナノグラムというところの相当厳しい、これは飲料水ですけど、基準値を設けているわけですね。なぜかということなんですね。だから、先ほど私が心配するのは埋立地の下に敷いているところのシートということですか、そういうところからの浸出水、それがいろいろな要素で地下に浸透して行って、それが地下水になってというようなことを私は大変心配して、今質問はさせていただいているんですけど。だから、そのあたりの管理が、いやいや、そうじゃなくてしっかりできているんやというお答えやったら別に何の問題もないんですけど、そのあたりはどうでしょうかということ。

それで、先ほど言いましたように、奥山の処分地についても過去そういう質問をさせていただいたということなんですけど、そのあたり、どうでしょうか。

○奥村順一委員長 馬淵所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 最終処分場の構造に関しましては、奥山埋立処分地とグリーンヒル三郷山では建設された年度が違いますので、そのときの構造基準に従って建設しております。

三郷山に関しましては、埋立処分地が遮水シートという水を通さないシートを二重にするという法令に基づいた構造になっています。その遮水シートからの浸出水の漏水を確認するために地下水の測定をするというような義務になっていまして、現在ここに、表に示させていただいています水質結果のほか、有害物質の測定も法令に基づいて年1回実施しております、そちらについても基準値内に全て収まっていますので、今現在浸出水の影響はないというふうに考えております。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 ありがとうございます。

当然これ、影響があればもう大変な問題やと思うんですけども、当然50ナノグラム/lというようなものの、恐らく半分近い数字、測定しても出るんじゃないかとは、一応想像はしています。安全な処理水というんですか、処理されたようなもので放流されているということなんですけど、やはり管内の住民さんの安心・安全のために、いや、実は埋立処分地もそういうあれですと、世間ではPFOSとかフッ素化合物について問題になっているけど、衛管の管内では安全ですよというようなものを示していただけたら。先ほどから広報の話が出ていますけど、そういうのもできたら、データが出たら、積極的にPRをしていって、住民に安心・安全なものやということを積極的に発信していただきたいということをお願いして、ぜひ早急に測定の方をお願いしたいと思ひまして、それをお願いしまして、私の質問を終わります。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。
角谷委員。

○角谷陽平委員 よろしくお願ひいたします。

先ほどの総務費のところでもちらっと申し上げましたけれども、クリーンパーク折居の長期包括運營業務についてでございます。

説明書の25ページですかね、ページ数がずれているかもしれないですけど、この運營業務に関して、組合職員のモニタリングによる運営監視により工場運営を行ったということでございますけども、SPCの活動をモニタリングされていらっしゃると思うので、その具体的な方法とか項目ですね。その中で数値に基づくようなものがあるということであれば教えていただきたいですけれども。

○奥村順一委員長 長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 SPCの活動のモニタリングについてですけれども、基本的に書類の確認、それから会議を通しての確認、現場での確認により行っています。

まず、日々の運転方法につきましては、日報という形で報告書を受け取ってまして、内容の方を確認しています。具体的には、工場内の各設備機器における計測値について異常がないかということと242項目確認しています。特に、国の法令基準値を下回る管理基準値の確認については注意を払っています。例えば、排ガスに含まれる有害物質の1つで窒素酸化物濃度という項目の場合は、国の法令基準値250ppmに対してさらに厳しい管理基準値の80ppmに収まっていることを確認するとともに、安定した値になっているかということなども確認をしています。

次に、月単位では先月の実績、それから翌月の計画についての会議の場をそれぞれ設けて、内容を確認するとともに、別途月報という形で実績報告書を受け取り、内容を確認しています。

そのほかには、各種のマニュアルに基づいた点検作業などが適正に行われているか、また、契約の当初に企業の方から提出された提案、例えば発電効率を16.5%以上にするとか地域貢献対策などの履行確認というものも年2回行っております。

以上です。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。20年の長期の委託でございますので、そのようにしっかり、中には有害物質の量についてはきっちりと、国の基準以上に厳しくやっただいていただいているということですので、毎月安心させていただいたんですけど、全国的に見ると、結構こういったモニタリングということに関して、行政単独じゃなくて、一定コンサルも入れてされていらっしゃる場所もあると思うんですけど、当組合においては行政単独でされていらっしゃるという認識でいいんですか。

○奥村順一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 組合職員単独で行っております。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。先ほども総務費のところでは委員さんのご指摘もあったかなと思うんですけど、職員さんが実際の業務から離れてくると、先ほどもおっしゃられた会議の場でのSPCの報告というところのつじつま、どうしても経験とかでしか分からないようなところとか、一定モニタリングするというところについての質の維持が難しくなってくるという部分もあるのかなとは思いますが、そういったところに、何か今、現状、フォローされていらっしゃるかどうかございますか。

○奥村順一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 クリーンパーク折居につきましては、もともと配属されている職員は工場での現場の経験のある者を配属していますし、異動するに当たってもそういった経験のあるものを随時配置するような形を取っています。

モニタリングの在り方につきましても、クリーンパーク折居の職員だけではなくて、クリーン21長谷山からも応援に来ていただきまして会議に参加していただくという形で、しっかり確認の方を行っております。

以上です。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。今、現状のことを教えていただきまして、今後一定こういった委託とか、今回、DBO方式ですけれども、いろんなことで今後されていくということもあって、どうしても現場からどうしても多分その職員さん、関わる方が減ってくる傾向にはどこでもあるのかなと思いますので、その辺はしっかりと、こういうアウトソーシングした部分の管理をガバナンスしていく能力の維持には引き続き努めていただければと思います。よろしく願いいたします。

関連してなんですけども、今教えていただいたあくまで工場の、有害な廃棄物とか、もちろんどんなふうに業務されていらっしゃるのかというところは確認されていると思うんですけど、そもそも委託企業自体の、運営方法もそうですけれども、評価というのは重要になってくると。例えば、何と申し上げたらいいんでしょうか、倒産されたりというようなことも含めてあったりもしますので、そういったところのモニタリングと、現場のモニタリングとはちょっとずれたような、その企業自体の評価とか、そういったところというのは何かされていらっしゃるかどうか。

○奥村順一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 先ほど申しあげました日報であるとか月報であるとかということにつきましては、その項目、先ほど242項目というふうな評価、確認をさせていただくと申しあげましたが、それを確認することで評価をしています。

そのほか、運営マニュアルにつきましては、44項目ありまして、それを評価していますが、例えば現場で使用される各種の測定機器の定期点検であるとか、測定器の使用履歴については記録票を確認することなどで評価をしています。

そのほか、事業提案書につきましては33項目評価していますが、例えば地域貢献対策の場合は建設工事と20年間の運營業務期間の合計で組合管内に30億円以上発注することなどにより地元還元すると提案されていますので、経年の発注状況を確認することで評価をしています。

また、先ほどお話がありました企業の倒産云々に関しましてもモニタリングの中でも確認していきまして、いわゆるクリーンパーク折居につきましては、SPCという特別の目的会社をつくって、この事業のためだけにつくられた会社でありますから、その事業、発注者、委託費用はこの事業のためだけに使われているかどうかというのもきちんと確認しています。運営事業者の方からは監査法人からの書類の方が提出されていますので、その辺の方もしっかり確認しています。

以上です。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。監査法人は、企業が依頼されて、SPCをされていらっしゃるということですので、そういったものもしっかりと財務状況等も確認していただければと思うんですけど、その財務にも関連するところなんですけど、20年の長期の契約でございますので、最近いろいろ言われているのが物価が高くなってきているとか、人件費がどうしても高騰してきて人手不足だということですね。そういったときのリスク分担とかというのはどんなふうになっているか、教えていただいてよろしいですか。

○奥村順一委員長 長野所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 委託費につきましては、年に1度、10月から改定に向けて協議を行っています。契約の中で、いろんな指標があります。統計指数とか人件費につきましても公の指数がありますので、その指数の平均値をもって1.5ポイント以上になりましたら改定をします。それが上がるときも下がるときも1.5ポイント、上がった場合には費用の方を値上げすると。逆に下がる場合には下げるという形で、しっかり事業費の変動の方も対処しております。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。今回の決算のご説明でも、民間の委託を進めることによって経費が下がってきたりとか、各市町村の負担金が減りましたと。もちろんそれも非常に重要なことだと思いますし、一方で、こういう公共的なことというのは、滞りなくしっかりやっていくというところで、民間委託したせいでそこがどうにかなってしまったので滞ってしまったという話になると、本末転倒な話になりますので、そういった部分もしっかりやっていただければ、我々としても、また市民の方も安心されると思いますので、よろしく願いいたします。

最後1点なんですけど、説明書39ページでございます。

ここ近年、「発煙・発火が頻発しており」ということで、事故の報告も先ほどあったかと思うんですけど、小型家電等に含まれる充電池が要因だと書いてございます。なおかつ、令和2年度から構成市町の拠点回収場所で集められた小型家電を委託処理して資源化に努めたと書いてございますけども、委託処理の実績というのはどれぐらいあるかというのは、組合として把握されていらっしゃるのでしょうか。

○奥村順一委員長 山内リサイクルセンター長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 ただ今のご質問ですが、事業所初年度の令和2年度における小型家電搬入量につきましては、9.72トンの搬入があり、令和3年度では16.69トンの搬入、令和4年度では9.95トンの搬入がございました。

以上です。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。9トンから、令和3年、何か多かったみたいですけど、ということでございますけど、特に、充電池かなと思うんですね。リチウムイオン電池ということなんですけれども、これは組合としても特別何か回収、リサイクルについて今何か取組とか進められていることがあれば教えてください。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 まず、小型家電につきましては、委託処理につきましては、令和2年度から組合の方でも回収しております、構成市町さんで回収された小型家電を組合に搬入していただいて、それを一括して小型家電リサイクル法による認定事業者の方で処理を委託しております。その中に含まれている充電池なんかも一緒に処理をされているというところでございますけども、ただ、リチウムイオン電池単体ということになりますと、基本的には家電量販店さん等で回収というのをしておりますので、基本的には住民の皆様にはそちらへ持ち込んでいただくように啓発の方をしております。

○奥村順一委員長 角谷委員。

○角谷陽平委員 ありがとうございます。中にはいわゆるリサイクル対象じゃないよ
うなりチウムイオン電池で、私も経験あるんですけど、家電の小売店等でも、うち
で引き取れないんですわというものもあると。また、小型家電の中で、小型家電と
して持ってきてもらうとかリチウムイオン電池ですって持ってきてくれはる分には
いいですけど、不燃ごみの中にそういったものが大量に、ありとあらゆるものに、
今入っていますので、非常に問題になってきているということで、そこはやっぱり
住民としてもその意識はないと思うんですよ。破裂して火災を起こすとかという認
識も結構少ない方もいらっしゃるし、そもそも何でも入っているものなので、
相当不燃ごみの方にも入ってきてしまうのかなということですので、これからかな
と思いますけど、市町村と、一番身近なところと取り組みながら、この辺、啓発な
のか集め方をひと工夫していただくのかは定かじゃありませんけれども、この火災
を防いでいくためにも非常に重要なことかなと思いますので、要望させてもらいま
して、終わります。

以上です。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。

中村正公委員。

○中村正公委員 最初にご説明があった部分は早口で分からんところもあったんで
すが、戻って、幾つか質問させていただきます。

説明書の21ページになりますが、表の16、し尿・浄化槽汚泥搬入処理実績と
いうふうにあります。この公共下水の普及によってし尿の搬入等少なくなってく
るんですけども、各自治体ごとの搬入量というのはページ19の表11で分かりま
したが、浄化槽の清掃から出る浄化槽の汚泥の分ですね。これの令和4年度におけ
る総量は分かるんですが、各自治体ごとの搬入量を教えてください。

○奥村順一委員長 山田業務課長。

○山田貴士業務課長 浄化槽汚泥の市町村搬入量についてお答えさせていただきます。
す。

宇治市から申し上げます。宇治市が1万2,154.64kl。城陽市が2,627.
19kl。八幡市が1,293.38kl。久御山町が822.55kl。宇治田原町が2,
072.98kl。井手町が248.31klとなりまして、下水道の普及により前年度
総搬入量2万1,184.944と比較しましても965.94トンの減少となり、
従前のおり減少傾向を示しているというところでありまして。

以上です。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 各自治体の数字は分かりました。ありがとうございます。

八幡にしても99%が公共下水の普及などで少なくなっているんですが、このし
尿は希釈処理して下水道に排水しているわけですけども、この浄化槽の汚泥という

のはどのような処理をしているのでしょうか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 浄化槽汚泥につきましても、し尿と同様にクリーンピア沢の方に搬入されまして、希釈した上で下水道投入の方を行っております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 浄化槽汚泥も一緒ということですね。分かりました。

その施設の件ですが、ここに書いてあるように、今後は老朽化対策等必要となる既存の設備の改修等を行うという、適正な施設運営及び維持管理に努めるというふうにうたっていますが、今後の老朽化対策、既存設備の改修計画、いつ頃というふうに考えているのでしょうか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 し尿処理施設でございますクリーンピア沢につきましては、平成9年に竣工いたしまして、稼働から27年が経過しているという状況になっております。当初は搬入されたし尿をクリーンピア沢で直接水処理をして放流するというふうに処理をしておりましたけれども、し尿搬入量の減少に伴いまして、平成30年度からは全量下水道投入をしており、その時点で機器の構成の見直しであるとか汚水槽の防食等の対策を一定行っております。

今後なんですけれども、一般的に建屋やコンクリート建造物の耐用年数というのは50年程度と言われておりますので、今後も定期的に汚水槽を点検したり、必要に応じて防食対策を行って、継続的に使用を行っていきたいというふうに考えております。

また、設備につきましては、老朽化はしているものもありますので、計画的に機器の更新などを行っていく必要があるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。沢の方は築27年になるということで、50年使えるとして半分超えているわけで、必要に応じて整備していると。やはり設備の方の老朽化は進んでいくと思いますので、そっちの方が先に改修が必要なのかなというふうに思います。それが順調にいくように要望しておきます。

次ですが、説明書の22ページです。

ごみの処理、表18ですね。ごみの搬入の実績という表がありますが、可燃ごみ、不燃ごみと資源化物が令和3年度に比べて令和4年度は軒並み減っているわけですが、これはコロナの影響もあるんだというふうに思うんですけども、それに

対して事業系はほとんど変わりませんが、その辺の理由は何ていうふうにお考えでしょうか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 まず、家庭系の方なんですけども、家庭系ごみ全体の傾向といたしまして、これまでごみの減量に向けての分別やリサイクルの啓発などを行っており、令和2年度に新型コロナウイルスが流行したという影響によりまして一時的に若干増加はしておりますが、それ以外の年については減少傾向が続いているという状況になります。

事業系ごみにつきましては、これまで微増傾向という形ですと進んでおりましたが、令和2年度以降は減少傾向になっており、令和4年度も若干ですが減少しているという状況です。こちらの方も新型コロナウイルスの流行の影響で事業の低迷等による減少も一因であるというふうには考えられますが、令和4年度も若干ではありますが減少している状況ですので、令和2年度から実施しております事業系ごみの展開検査、こちらの方を強化した影響が、ごみ量が減少している要因の1つであるという可能性もあるというふうには考えております。

今後、令和5年5月8日からは感染症法2類から5類に引き下げられまして事業活動が戻ってきているというふうには考えておりますので、引き続き今後の動向の方は注視していきたいというふうには考えております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。ごみは少ないほど可燃ごみとか不燃ごみはいいんですが、資源化されて、それでもって今度は減っていくとあるんですけども、今回この何年間かコロナの中での可燃や不燃が増えているわけですけども、可燃、不燃の、コロナ以降、資源化が進む中では減っていくと思うんですが、目標はどの辺に置いているんでしょうか。

○奥村順一委員長 暫時休憩いたします。

午後2時04分休憩

午後2時04分再開

○奥村順一委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

川戸課長。

○川戸辰也施設課長 目標値でございますけども、基本的に10年に1度ごみ処理基本計画の方を策定しておりますので、それを5年ごとに見直すという形で進めておりますけども、今の策定されているごみ処理基本計画が令和5年度、今年度が最終ということになりますので、来年度に向けて今策定中というところでございます。

その中では、今ごみ量というのは一定その目標値というのはクリアしているとい

うところですので、今後、策定中のごみ処理基本計画の協議の中でどの程度にしていくかというのを検討していきたいというふうに考えております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 5年間の計画の中で目標はクリアしているということなので、今後とも資源化されるものは資源化していくということで、よろしく願いいたします。

続いて、説明書の32ページ、33ページで、搬入量、資源化、事業についてですけれども、33ページの方で搬入量がペットボトル以外は減少して、全体で1.5%減少になっていると。資源化量は全体で4.75%増加。資源化率を令和3年度と比較すると1.75ポイント上がりました。その内容について教えてください。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 資源化率が上昇した主な理由についてですけれども、まず瓶の資源化率が6.55%上がったこと、あと、プラスチック製容器包装の資源化率が4.48%上がったこと、こちらの方が主な要因かと考えております。

瓶の資源化率が上がった理由につきましては、瓶の選別後の残渣についてはリサイクル業者での処理と宇治廃棄物処理公社への埋立て処理の二ルートの処理に配分をしております、令和4年度についてはリサイクル処理の割合が増えたため、資源化率が上昇したものです。

プラスチック製容器包装の資源化率が上がった理由につきましては、令和3年度は資源化できない汚れたプラスチックの量が多くなってしまいう状況でしたが、令和4年度は改善され、汚れたプラスチックが減少したことによるものです。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 資源化率を増やすための今後の取組はどんなふうに考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○奥村順一委員長 別所エコ・ポート長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 リサイクル、資源化の目的については、資源の循環利用によりまして埋立処分地を減らすことであるとか、あと、化石由来原料の消費を減らして環境負荷を低減するというところにあるかと考えています。

我々としては、住民の方から資源物として出していただく、分別排出していただいていたものは確実に可能な限りリサイクルする使命があるというふうに考えております。ただ、一方で、一定のコストもかかるものもございますので、そのあたりは将来像を見つつ、組合の財政状況でありますとか、あと埋立処分地の容量の確保のリスクでありますとかそういったところを総合的に勘案しまして、実現可能なリサイクルに努めていきたいというふうに考えております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 資源化率を増やすための努力、それと八幡市で言えば、沢中継所ができたことでプラごみの回収が隔週から毎週になったことで随分市民の方も喜ばれていますし、それに伴って資源化率も上がっていているんじゃないかなというふうに思います。今後の資源化率を上げるためにも、冒頭からずっと言っていますが、広報や周知していただくように、よろしく申し上げます。

廃ペットボトルの件で、新聞記事が、京都新聞10月17日に出ているんですが、公正取引委員会が使用済みペットボトルのリサイクル市場に関する実態調査を公表したわけですが、その中で、ボトルの扱いをめぐって飲料メーカーや自治体を巻き込んだ問題になっていると。リサイクル協会と業界団体が独禁法に抵触のおそれのある対応をしたというふうに認定しているんですが、この辺のことに关しては、組合の見解はどのようなものでしょうか。お聞かせください。

○奥村順一委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 ペットボトルのB to Bにつきましては、先ほど少し話がありましたように、サントリーさんと協定を結びまして、ペットボトルからペットボトルへという取組を進めております。これを進めますときに、私ども内部でも議論したんですけども、容器包装リサイクル協会に今までペットボトルを、そこを通じて卸しておりました。容器包装リサイクル協会は国が認めた唯一の団体ということで、基本的にはそこでペットボトルのリサイクルをするという仕組みになっております。

私ども議論をするときに、問題意識としまして、容器包装リサイクル協会を通じてペットボトルをリサイクルしようと思っても、実際はペットボトルからペットボトルにならずに別の使い方をされているのがほとんどでした。それではもうリサイクルが進まないということで、ペットボトルからペットボトルにする方がよりリサイクルとしてはいいだろうということで確認をしましたら、容器包装リサイクル協会は別に通さなくても構わないと。ただし、別のところで処理するのであれば城南衛生管理組合としてきちんと処理されているかどうかを確認する必要があるということがありましたので、それは確認をさせてもらうという前提で容器包装リサイクル協会を通さずにB to Bの取組を進めました。

そのときに、実は新聞で問題になっておりますのは、容器包装リサイクル協会は自分のところにペットボトルが来ないと自分のところのリサイクルのスキームが崩れていくので、それに危機感を持ったのかどうか分かりませんが、文書を出すなどして容器包装リサイクル協会を通してくださいねというような文書が出て、それが公正取引委員会の方からはちょっとおかしいんじゃないかということで調査に入られたというふうに承知しております。そういう意味では、私ども、ちょっと早めに容器包装リサイクル協会と違うルートを選びましたけれども、私のところの判断も正しかったということがその報告書で裏づけられたものというふうに考えております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 はい、分かりました。これには抵触しないということで、はい、分かりました。

そしたら、次に行きますけども、先ほど来も出ていますが、ごみの埋立てですね。グリーンヒル三郷山の埋立処分場の、令和4年度は処分地の測量業務費の委託費が372万9,000円上がっています。この委託先と、予算額より93万5,000円減っているんですが、その理由についてお聞かせください。

○奥村順一委員長 馬淵所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 グリーンヒル三郷山の埋立処分地測量業務委託につきましては、契約相手が株式会社ウエスコ京滋支店となっております。契約額が予算額より93万5,000円減となっておりますのは、予算額466万4,000円に対して、指名競争入札の結果、落札額が372万9,000円となったものであります。

以上です。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 ありがとうございます。指名競争入札ということですが、委託先の選定方法ですね。入札には何者が入ったのか、教えてください。

○奥村順一委員長 馬淵所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 入札状況につきましては、10者に指名を行い、そのうち応札業者が5者となっております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほど来もありましたが、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業費負担金617万3,000円、これちょっとフェニックス計画ということですが、名前は聞いているんですけども、フェニックス計画に基づく組合負担金とありますが、改めましてそのフェニックス計画、その内容ですね。その内容と負担金の算出方法などについて教えてください。

また、負担金が令和3年度に比べて約130万円増えている理由は何か、教えてください。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 まず、フェニックス計画についてでございますけれども、近畿

圏内の自治体、公共団体などの埋立処分場を確保するというような目的の中で、共同での処理場を建設して、その建設費を各自治体さんが負担をすると。一方で、運営費については個別の処分単価で賄っていくというような仕組みになっておりまして、その中で建設費の方が負担割合に基づいて示されまして、そちらの方をお支払いしているというのが負担金という形になっております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 令和3年度に比べて130万増えている、その理由は何でしょうか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 すいません、委託費の方が増額になっているというものですが、処分場の管理等で使用される修繕費であるとか、建設の支払いであるとかといったものがその年度ごとで分担されまして、各市町さんに負担割合に応じて請求されますので、そのもとの算出の建設費なり修繕費が変わったということが原因だと考えております。

○奥村順一委員長 中村委員。

○中村正公委員 はい、ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

原田委員。

○原田周一委員 先ほどちょっと聞き漏らしたんですけども、質問を忘れていまして、すいません。

成果の27ページのクリーンパーク折居とクリーン21長谷山のダイオキシンに関する話なんですけど、クリーン21長谷山の方では数値、測定値が出ているんですけど、焼却灰を見ますと、クリーンパーク折居はゼロと明記されているんですけど、これはどういったことでゼロになっているのでしょうか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 ダイオキシンにつきましては、異性体を含めてかなりの数のものを分析して、その合算がダイオキシン類として濃度をお示ししております。その一つ一つの濃度につきましては、基本的には定量下限値というのが使われておりまして、それに近い値になると算定上はゼロ、実際はもう本当の微量レベルでは確認はできるんですけども、法律上の集計の算定方法においてはゼロというような数字になってくるというものでございます。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 はい、ありがとうございました。分析の場合はよく数値が細かいと、ゼロというのがあると思うんです。それはそれでよく理解できました。

それともう1つ、この27ページの一番下、ダイオキシン類の自主測定結果ということで、自主測定されているということなんですね。これは注のところに書かれていますように、法定検査に加え、大阪湾、要はフェニックスに搬出される前に自主的に測定されているというように思うんですが、これはずっとマニュアル化されて、今後も継続されていくということですかね。

多分、前にいろんな問題があって、それ以降こういうことを導入されたと思うんですけどね。これはマニュアルか何か書かれて、ずっと継続されていくというように受け取っていいんですか。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 焼却灰等のダイオキシン類の測定につきましては、法律上ダイオキシン類対策特別措置法上では年1回ということになっておりまして、クリーンパーク折居の方ではそれに加えまして維持管理の計画として年2回やるというようにしておりますので、基本的にクリーンパークは法定の検査が2回、クリーン21の方は年1回ということになっております。

ただ、大阪湾、先ほどのフェニックスの方ですが、こちらの方の搬入の条件といたしまして、ばいじん処理物については、その法定も含めまして年4回やりなさいということが搬入条件というふうになっておりますので、今後も引き続き年4回をやっていくということになると考えております。

また、先ほど搬入前に各数字を確認してというご質問だったかなと思うんですけども、ダイオキシンに関しましては、測定して結果が出るまで約1か月かかるというところですので、基本的には測定をして、搬入の方は継続交渉をさせていただいて、後で結果が分かるというようなものとなっております。

以上です。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 よく分かりました。

それで、サンプリングして、焼却灰、外へ、当然外注やと思うんですけど、検査へ出されて、結果が返ってくるまで今1か月ということの回答やったと思うんですけどね。恐らくフェニックスの方では、以前、私、あるメーカーに話をしていたら、大体2週間以内に測定の結果が向こうは即出るような、迅速な機械があるわけですけども、1か月というと、次から次に、かなりこのところでたまるんじゃないかと。その置場ですね、要は。スペース的にも、焼却灰のスペースというんですか。搬出したらまた次の新しいのが入って、またと。また1か月と。搬出してから答えが出るというふうに、私、受け取ったんですけど、そうすると、もし基準値よりオーバーになっていたら、前と同じような問題が起こるんじゃないんですかね。その

辺はどうでしょう。

○奥村順一委員長 川戸課長。

○川戸辰也施設課長 仮に簡易測定で2週間ぐらいで出るものもあるというのは存じ上げておりますけれども、基本的に焼却灰がためられる期間というのが、運転状況にもよるんですけども、短ければ3日程度ということになりますので、2週間であつても搬出してから結果が出るというようなものになるかと考えています。

ダイオキシンの場合は、基本的には処理の安定性を時々確認しましょうというような意味合いで測定をさせていただくというところですので、仮に超過が起こったということになれば、やはり処理システムがおかしかったのではないかとかというようにことを検証しながら改善をするというものですので、基本的に今のそういうシステムで大丈夫かというのを年1回なり確認していくというのが法の趣旨というふうになっておりますので、基本的には測定結果が出る前には搬入させていただくというふうを考えております。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 何度も言うようですが、そうしますと、結局以前のような、何かあれば、大きな新聞沙汰になったりみたいなの。だから、以前そういうことが起こったときにも、多分搬出する前に簡易測定でもええから測定できないかと。安全なものだけ搬出していくというような話も提案させていただいたと思うんですけど、その後何の問題も起きていないので、ずっとやられているとは思んですけどね。万が一何かの状態でダイオキシンの数値がかなり基準値よりオーバーしたと。そういうものが混じっていると、また大騒動せんとかあかんと違うかなということになると思うんですね。

ですから、私はあくまで物理的にどうかというのはちょっと分かんないんですけど、やはり搬出する前にしっかりと検査して、安心・安全なものを搬出すると。フェニックスの方でも検査しても同じように基準値以下やというようなことがベストやと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○奥村順一委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 ご意見いただきまして、ありがとうございます。

以前もお話ししたかと思うんですけども、先ほど川戸が申し上げましたように、結果的に3日ほどしか保管できないということで、2週間であろうと1か月であろうと、分析結果が出るのは後に出ることになります。

それと、簡易分析に関しましては、公定分析よりも若干劣るとというような学識経験者からの当時ご意見もありまして、また、フェニックスの方でも簡易分析が出た結果、何か問題があればもう一度公定分析で分析をなささいということになっていきますので、結果的にいうと、最終それで安全を確認していくことになりますので、現状組合としては公定分析で進めたいというふうを考えております。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 何度言うても同じことやと思うんですけど、当然簡易分析をやったところでフェニックスの方でそのデータが通るとは、それは誰も思っていないわけで、その辺は私もよく理解しているんですけどね。ただ、万が一、大きな問題になったときにどうなのかなということを懸念しているわけです。ですから、当然場所の問題とかいろんなことがあると思うんです、物理的な。だから、その辺ができる限り何か考えていただいて、できる限り搬出前にその答えが、仮に1か月かかろうが3か月かかろうが、その分たまるだけですけど、そういった何か取組を考えてもらわないと、万が一大きな何かの問題になったとき、基準値を大幅に超えているということになったときに、また大きな問題に発展するのと違うかなという気はします。その辺は当然保管場所の問題とかいろいろあるとは思いますが、できる限り考慮して、いい方法で取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○奥村順一委員長 ここで暫時休憩といたします。

午後2時29分休憩

午後2時36分再開

○奥村順一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はないでしょうか。

宮園委員。

○宮園智子委員 すいません、ありがとうございます。

3点ほどご質問ございまして、ページ数の20、21の浄化槽の件についてなんですけれども、すいません、ちょっと3点ともどうしても市民目線の質問になってしまって申し訳ないんですけれども、こちらの浄化槽なんですけれども、し尿処理施設の、城南衛生さんでは老朽化によってこちらを新しくされるご予定があるとはお聞きしているんですけれども、逆にこちらの浄化槽自体が、減ってきていると思うんですけれども、ゼロに近い形にする何か取組とか、市民さんに向けて何か、減っているということは何かしておられるのかなと思ひまして、質問させていただきました。お願いいたします。

○奥村順一委員長 山田業務課長。

○山田貴士業務課長 浄化槽につきましては、個々人さんのご自宅で管理していただくというものとなります。ですので、浄化槽の廃止、設置ともに住民さんの方の責任でやっていただくと。ただ、下水道整備区域内の住民さんに対しましては、そちらの方で公共下水につないでいただくということで、浄化槽の方が減少している。そういうこととなります。

以上となります。

○奥村順一委員長 宮園委員。

○宮園智子委員 すいません、ありがとうございます。結局は個人さんがご自身で判断してこのように減っていているという形でよろしいでしょうか。

○奥村順一委員長 山田課長。

○山田貴士業務課長 はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○奥村順一委員長 宮園委員。

○宮園智子委員 ありがとうございます。こちら、浄化槽については、やっぱり最近では、もう皆さん浄化槽をやめているので、臭いがやっぱり隣で気になるとかかって、トラブルが結構あるようなので、こちらの方もまたお耳に入れていただければと思い、質問させていただきました。ありがとうございます。

それじゃ、2点目なんですけれども、35ページから38ページの工場の、教室の件なんですけれども、こちらの人数を見させていただくと、コロナウイルスの関係で減ったのが元どおり戻ったということで、すごく素晴らしいなと思いながら見ているんですけれども、こちら、逆に、私も以前聞いたことがあって、工場教室がすごい人気過ぎて、電話してもつながらなかったりとかそういうことがあると聞いているんですけれども、何かその、やりたいのに、教室行きたいのに行けないということに関して、人数把握とかそういうのはされておられますでしょうか。

○奥村順一委員長 別所エコ・ポート長谷山所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 工場、教室の受付に関しましては、長らく電話先着順という形で、特に人気のあるものは先着順で申込みができないという状況があったんですけれども、順次抽選申込みというものも入れていたり、この10月からは全てをホームページ上、例えば電話受付と事前申込み制という形にしまして、応募者多数のものはもう抽選にして参加者を決めるという、そういうふうな形で改善を図っております。

○奥村順一委員長 宮園委員。

○宮園智子委員 抽選ということで、そちらの方が平等というのは分かるんですけれども、慣れている方はホームページを見て、一瞬で申し込んでというので、同じ方がされる可能性が高いのかなというのがあるんですけれども、これの改善方法とか何かあったり。もうそれはしょうがないというか、そういう思いなのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○奥村順一委員長 別所所長。

○別所尚紀エコ・ポート長谷山所長 リピーターさん対策といいますが、より多くの方という部分では、特段の対策は取っていないんですけれども、コロナ以前は状況としてはやっぱりリピーターの方が多かったように見受けられましたが、このコロナ禍を含めて、今現在でいきますと、ちょっとがらっと参加者の方が新しい方に入れ替わってきているというところで、特段の対策は、今、現状していないところです。

○奥村順一委員長 宮園委員。

○宮園智子委員 分かりました。教えていただき、ありがとうございました。今後も、やはり城南衛生さん、たくさんのいろんないいことをされているのは承知、この書類を見て分かりますので、ぜひ市民の皆様に分かっていただけるような対策をこれからもしていただければと思います。

じゃ、最後なんですけれども、39ページから40ページの粗大ごみの件なんですけれども、こちら何かしら減っている。令和3年から令和4年度に可燃物とか不燃物とか減っているのはいいとは一瞬思ったんですけれども、逆に、これは私の推測なんですけれども、だんだん高齢化が進んできているので、もしかしたらごみを出したくても出せない人が出てきているんじゃないかなということを考えてしまうんですけれども、そこら辺の何か推測みたいなのをされておられますでしょうか。

○奥村順一委員長 山内長谷山所長。

○山内皇太郎リサイクルセンター長谷山所長 ただ今のご質問ですが、宇治市さんについては、在宅のごみを放られていない方の収集というのを取り組みされたりというのもお聞きしています。また、こちらのリサイクルセンターの不燃ごみ処理施設に来られる方の中でも高齢者の方の代わりに息子さんとかが来られて、代わりにごみを放られるというふうな状況も直接お聞きしているところであります。

○奥村順一委員長 松村管理者。

○松村淳子管理者 私ども城南衛生管理組合は、各構成市町が収集いたしますごみを、安全に処理をする機関でございまして、収集する手法でございますとか時期、あるいはどんな形で、私ども時間内に持ってきてくださるかというのは構成市町の責任において取り組んでいくものというふうに考えております。

今、委員の方からご質問のありました高齢者の問題、あるいは粗大ごみの問題、どういう形で集めてくるかというのは、私ども副管理者でありますそれぞれの首長のところでしっかりと検討して、それぞれの構成市町のところで取り組んでいけたらというふうに思っております。

構成市町から収集して、私ども城南衛生管理組合の方に来たごみについては、責任を持って、先ほど言いましたように、安全にしっかりと処理をしていく。そういうことで取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただけたら、大変あり

がたいと思います。

○奥村順一委員長 宮園委員。

○宮園智子委員 すいません、まだまだ無知で大変失礼いたしました。ありがとうございます。この前、ちょっと視察の方向かせていただきまして、市とか練馬区に行かせていただいたんですけども、そういう取組をされていまして、このような質問をさせていただきました。何ていうんですかね、城陽市とか宇治市とか、こちらの構成市町でやるべきことだとは思うんですけども、ぜひともこちらの方、ご周知願えればと思い、質問させていただきました。ありがとうございます。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥村順一委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で衛生費についての審査を終結いたします。

[歳入全款]

○奥村順一委員長 次に歳入全款についての説明を求めます。
山本事業部長。

○山本晃治事業部長 それでは続きまして、歳入全款につきまして、説明書によりご説明申し上げます。

まずは51ページをご覧ください。

分担金及び負担金でございますが、構成市町からの分担金でございます。決算額は、34億9,534万円で、前年度比較では1億7,913万2,000円、5.4%の増額となっております。

2ページの、令和4年度決算の概要に記載のとおり、資源化物売払収入や廃棄物発電収入の増収のほか、国府支出金や組合債の的確な確保、歳出面での各事業費の節減などに努めた一方で、ごみ中継施設更新事業費が大幅に増加したこと等により、歳出総額は、前年度比較で、17億3,857万5,000円、38.9%の増額となり、構成市町からの分担金につきましても、先ほど申し上げましたとおり、1億7,913万2,000円増額となったものでございます。

続きまして、52ページをご覧ください。

使用料及び手数料でございます。最初に、使用料の決算額は、119万5,996円で、鉄塔敷や職員駐車場などの土地の使用料でございます。

次に、手数料でございますが、総務手数料の決算額は、1,740円、衛生手数料の決算額は、4億2,082万2,402円となっております。衛生手数料は、前年度比較で624万7,162円の減額となっております。

手数料の大部分を占めます自己搬入ごみ処理手数料の収入実績につきましては、

42ページの表42に記載しておりますので、ご覧おき願います。

次に、53ページをご覧願います。

上段の国庫支出金でございます。国庫支出金は、ごみ中継施設更新事業などに係る循環型社会形成推進交付金といたしまして、5億3,735万3,000円を受け入れております。

次に、中段の府支出金でございますが、きょうと地域連携交付金として、1,073万7,000円を受け入れております。

次に、54ページ上段の財産収入でございますが、決算額は1億5,243万7,008円で、内訳といたしましては、財産運用収入では基金の運用益等、合計8万862円、財産売払収入は、有価物等の物品売払収入として1億5,235万6,146円となっております。このうち、資源化物売却実績につきましては、33ページの表27に記載しておりますので、ご覧おき願います。

次に、54ページ中段の繰入金でございますが、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金から、最終年度の転廃業助成に要する4.43台分の助成費用及び基金解消時の残額として、合計1億6,759万7,016円の繰入れを実行したものでございます。

次に、その下の繰越金でございますが、これは令和3年度決算の剰余金及び繰越明許費繰越金で、決算額は6,026万5,292円でございます。

次に、55ページ上段、諸収入でございます。

諸収入全体の決算額は、3億1,941万2,290円で、発電収入が3,107万5,136円増加するとともに、新名神高速道路建設に伴う専用排水管の移転補償金3,333万円が受け入れられたことなどにより、前年度比較で6,557万3,702円の増額となっております。

次に、下段の組合債でございます。

決算額は、11億5,480万円、前年度比較で9億1,290万円の増額となっておりますが、こちらはごみ中継施設更新工事の増に伴うものでございます。

戻りまして、5ページをご覧願います。

5ページは事業費及び分担金の決算額の推移のグラフでございます。事業費決算額を棒グラフで、市町分担金を折れ線グラフで表し、過去14年間の事業費と分担金総額の推移をお示ししております。また、この間における各処理施設の更新整備など主な建設事業を下表につけさせていただいております。平成21年度の旧長谷山清掃工場解体撤去跡地整備事業から、最近のごみ中継施設建設、そして新事務所棟建設まで、大型の建設事業の取組状況をお示ししております。

歳出事業費は、建設事業実施年度によって、棒グラフのように大きな増減はありますが、分担金につきましては、大型事業の実施年度であってもできる限り構成市町の財政状況に影響を及ぼさないよう、分担金総額の軽減、平準化を財政運営の基本として取り組んできたところでございます。

グラフ左の平成21年度まで、特に建設事業のような大型事業がなかったにもかかわらず、分担金につきましては、40億円台で推移しておりましたが、令和元年度は平成24年度に次ぐ過去2番目に低い30億円台、令和2年度は平成30年度と同様の31億円台であり、これまでの行財政改革の取組による累積効果が現れたものと考察しております。

以上、簡単ではございますが、歳入全款の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○奥村順一委員長 これより歳入全款についての審査に入ります。

質疑はございませんか。

原田委員。

○原田周一委員 すみません、先ほどからいろいろ分担金のお話が出ていますので、ほぼ理解しているつもりなんですけども、組合債につきましては、対前年で37.4%と大幅な伸びなんです。今現在、説明がありましたように各市町の分担金を減らすべくかなり努力していただいているというようなこともよく理解できるんですが、今後、令和5年から9年にかけては長谷山のこともありますね。長寿命化計画。またこれで大きな金額が動いていくわけなんですけど、そこを勘案しますと、今後公債費というのがかなりの金額になって、各分担金を今一番低いところで30億ですか、というようなお話があったんですけど、40を超えるようなこともなってくるんじゃないかとは思いますが、そのあたりは、見通しのなものを含めて、お話しいただけたらと思うんですが。

○奥村順一委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 組合債における今後の市町分担金への影響ということですが、委員ご指摘のとおり、組合債、今でもごみ中継施設更新なり、今年度新事務所棟の建設、5年度以降は長寿命化ということで、こういった大型事業につきましては、実施年度における事業負担の集中を軽減するという、それから年度間負担の平準化を図るということを目的として起債の発行をさせていただいております。

また、当組合の起債には、基本的には交付税措置もございますので、こういった有利な起債といったところで活用できるものは活用するという形にしております。令和4年度でいいましたら、今言いましたように、非常に多く起債の方、充てさせてもらってます。ごみ中継施設更新事業について事業費が19億円、に対し補助金を除きますと11億5,000万程度借入れさせていただいております。ですので、前年度からは300%以上増加しているという状況になっています。このあたりの11億円を15年償還というようなことで繰延べして平準化して、毎年1億円ぐらいの負担というような形で平準化をさせていただいているというような状況になっております。

実際の今後の状況なんですけども、6ページの方に組合債の今後の推移の方をつけさせていただいております。令和5年度以降、新事務所棟の建設事業なりクリーン21長谷山の長寿命化、こちらの方、5年度から9年度に5か年で実施します。こういった大型事業が連続して実施する。これらにも起債の方を充てさせていただきますので、償還額が増加するというのは想定どおりという形になります。見ていただきましたら分かりますように、令和4年度決算でいくと大体6億円程度の公債費が令和10年、11年になってきますと、8億、9億と、今から3億円程度は増えるのかなというような想定をしております。こちらの方には長寿命化の5か年分

の起債の方は入れさせていただいて、推移を出させていただいていますので、現状の大型事業を全て入れさせていただいた起債計画となっております。この3億円がまさに公債費イコール分担金という形になりますので、やはり増えてきた時期の構成市町の財政に影響を及ぼしていくということが今後の課題であるという形を考えておりますので、このあたり、償還ができる限り変わらないような形で建設の計画もこれまで進めておりますので、今後についてもこういった分担金総額を軽減、平準化を進めるような組合債償還にさせていただきたいなというふうに考えております。

○奥村順一委員長 原田委員。

○原田周一委員 はい、ありがとうございます。よく理解できました。

それで、こういう質問をしているのも、片一方では安心・安全な対策を講じようと。それで、片一方では分担金を抑えと。相反するような話をしているわけですけども、今後、今説明があった表にあるだけでもかなり大型事業がずっと計画されているわけですね。それ以外に何か突発的なことがあったら、またそれにプラスアルファということですので、今、課長の方からお話があったように、できる限り有利な起債というんですか、そういったものも勉強というよりそういうのを探していただいて、できる限り住民の安心・安全が最低限守れるように努力していただきたいと思います。あくまでもお願いでということだとどめておきます。よろしく願いいたします。

○奥村順一委員長 ほかに。

田中委員。

○田中智之委員 すいません、失礼いたします。

あまりこれはちょっと決算で質問することじゃないかもしれないんですが、今、分担金についての質問が幾つかございましたが、私も見ていてこの分担金を抑えるために様々な取組をしていただいているという中で、先ほど宮園委員の方からもご質問ありましたが、し尿処理について、実態としてはし尿処理を利用されている方が減っておられるんですかね。大幅に減っておられるというのがある一方で、まだまだ費用って高いんだなというふうに数字を見ていて実感をいたしました。

これは完全に要望というか、要望でもないんですが、今この城南衛生管理組合でし尿処理を行っておりますが、さらに広域化して、し尿処理を一手に行うみたいな取組であったり、そういった考え方というのはあったりするのかなと思って、これあまり決算で質問することじゃないかもしれないんですが、もし何か回答をいただけるのであれば、お願いいたします。

○奥村順一委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 し尿処理につきまして、広域化というか、もう少し例えば幅広い自治体と連携してというのも可能性としてはあるかもしれないんですけれ

ども、実は私どものお隣の乙訓管内、この城南衛生管理組合の管内よりも下水の進捗率が1桁高いというところで、もうあそこはほとんどし尿処理されていないというようなこともあります。あと、広い範囲になりますと、またそれ、運ぶ経費なりがかかってきますので、恐らくこの管内でもそれなりの距離がありますので、これ以上広域化するのはいさ少し難しいのかなというふうに考えております。そういう意味では、下水に投入ができたというのは1つ大きな改革であったのかなというふうに思っています。

これからもそれぞれの細かい整理も含めて、改善なり改革については検討していきたいというふうに思います。

○奥村順一委員長 田中委員。

○田中智之委員 すいません、ありがとうございます。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥村順一委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で歳入全款についての審査を終結いたします。

[実質収支に関する調書及び財産に関する調書]

○奥村順一委員長 次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 続きまして、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、お手元の決算書によりご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書でございますが、決算書の後ろから3枚目の27ページをご覧ください。

1の歳入総額は、63億1,996万1,744円、2の歳出総額は、62億1,186万9,312円、3の歳入歳出差引額は、1億809万2,432円でございます。4の繰越事業に伴います翌年度繰越財源が4,120万7,000円ございますので、5の実質収支額は6,688万5,432円となっております。

次に、決算書28ページ以降の財産に関する調書について、ご説明申し上げます。

まず、1つ目の公有財産のうち、土地及び建物の状況でございますが、令和4年度末の土地の現在高は、18万4,177.33㎡で、決算年度中の増減はございません。また、令和4年度末の建物の延べ面積の現在高は、4万4,123.47㎡で、沢中継施設に係る延べ面積2,264.08㎡が増加しております。

29ページ2つ目の、物品をご覧ください。

決算年度中に軽貨物車1台が減少、その一方でごみ中継車5台、ごみ中継車用コ

ンテナ12台のその他車両などが増加し、年度末の現在高は、87物品となっております。

30ページをご覧ください。

3つ目の基金でございますが、財政調整基金では決算剰余金の2分の1相当額及び基金運用収入額の合計2,902万1,707円を積み立てたことにより、令和4年度末現在高は4億844万2,505円となっております。

次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金でございますが、分担金からの積立てと基金運用収入の合計760万9,155円を積み立て、一方で転廃業助成金へ最終充当するとともに、基金を解消するため計1億6,759万7,016円を取り崩した結果、年度末現在高はゼロ円となり、令和5年4月1日をもって基金を解消したところでございます。

以上、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和4年度決算額を基礎にいたしました統一的な基準による財務書類を参考資料として提出しております。また、説明書の48ページの表50に、この統一的な基準による財務書類のうち、管内人口1人当たりの行政コストについて記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○奥村順一委員長 これより実質収支に関する調書及び財産に関する調書の審査に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥村順一委員長 質疑がないようでございますので、以上で実質収支に関する調書及び財産に関する調書の審査を終結いたします。

以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

[総括]

○奥村順一委員長 これより総括質問に入ります。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥村順一委員長 質問がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上をもちまして、全ての審査を終結いたしました。

[討論]

○奥村順一委員長 これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**奥村順一委員長** 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

[採 決]

○**奥村順一委員長** これより議案第19号を採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**奥村順一委員長** 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正副委員長にご一任を願いたいと思います。また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任願いたいと思います。

決算特別委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

委員各位におかれましては、令和4年度の決算につきまして、終始熱心な審査を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましては、ご丁寧なご答弁を賜りましたこと、重ねていろいろとご尽力をいただきましたこと、また、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、ここに改めて御礼を申し上げます。

本日の委員会をもちまして日程の全てを終了したわけですが、改めて皆様へ御礼を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者からご挨拶の申出がございましたので、お受けしたいと思います。

松村管理者。

○**松村淳子管理者** 令和5年城南衛生管理組合決算特別委員会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

奥村委員長、奥田副委員長をはじめ、委員の皆様方には令和4年度の歳入歳出決算につきまして、ご熱心にご審査いただき、ただ今認定を賜わり、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の審査を通じて委員各位から頂戴いたしましたご指導、ご意見を十分念頭に置きまして、本組合の基本使命でございます安心・安全な工場運営及び管内住民の生活環境の維持・向上に引き続き取り組みますとともに循環型社会の構築に向けた

事業の推進に一層努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日の決算特別委員会でいただきました貴重なご指導、ご意見に対して、心より御礼を申し上げますとともに、長時間ご臨席を賜りました稲吉議長、福田副議長に厚くお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○**奥村順一委員長** 以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後 3 時 0 9 分閉会

令和5年

城南衛生管理組合議会

決算特別委員会

審 査 記 録

決算特別委員会審査記録

日 時 令和5年11月29日(水) 午前8時53分～午前9時03分

場 所 城南衛生管理組合クリーンピア沢1階会議室

出席委員 奥村 順一 委員長
中村 正公 委員
原田 周一 委員
田中 智之 委員
宮園 智子 委員
辻 徹 委員
岡本 里美 委員
角谷 陽平 委員
徳永 未来 委員
中村 麻伊子 委員
稲吉 道夫 議長 (オブザーバー)
福田 佐世子 副議長 (オブザーバー)

欠席委員 奥田 俊夫 副委員長

説明者 野村 賢治 専任副管理者
山本 晃治 事業部長
栗山 淳彦 施設部長
杉崎 雅俊 事業部理事
川島 修啓 施設部理事
池本 篤史 施設部次長
橋本 哲也 総務課長
川戸 辰也 施設課長

議 題

議案第19号決算書附属書類「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書」について

○奥村順一委員長 皆さん、おはようございます。

本日は早朝より招集をかねまして、大変お疲れさまでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

会議前の連絡事項についてご報告申し上げます。奥田副委員長より欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員数は10人でございます。

既に定足数に達していますので、委員会は成立をいたしました。只今から決算特別委員会を開会いたします。

議案第19号、令和4年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、去る10月18日に招集いたしました決算特別委員会において審査をいただき、全員一致をもちまして、議案第19号を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしましたところであります。

しかしながら、委員各位ご承知のとおり、各常任委員会終了後に当局から説明がありましたように、議案第19号決算書附属書類「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書」の中に誤りがあることが判明いたしました。この附属書類は、決算認定を判断するための資料の1つでありますので、今回の訂正が決算を認定すべきかどうかの判断に関わる可能性もありますことから、委員各位に確認をさせていただくため決算特別委員会を招集させていただきました。

これより、当局の説明を求めます。

山本事業部長。

○山本晃治事業部長 委員の皆様には、10月18日に、令和4年度決算について認定すべきものと決させていただきました後に、このような誤りが判明し、誠に申し訳ございません。

本件の経過を申し上げますと、令和6年度の機構改革に関する業務量を確認するため、移管対象業務である剪定枝の受入れ件数等について、所管しておりますクリーン21長谷山に照会をいたしましたところ、令和4年12月分の搬入量が、計量システムの保存データと合致しないことが判明いたしました。その原因を調査しましたところ、令和4年12月8日に搬入された剪定枝0.36トン、搬入車両1台分が漏れていることが判明をいたし、漏れた原因は、搬入データを「市町直営」と入力すべきところ「指示書（事業系）」かつ「無料」という誤入力をしたことによるものであることが分かりました。

このため、本来システム上想定されていない無料の事業系というデータが発生しまして、事業系は有料しかございませんので、こういったことから市町の搬入量集計データから漏れてしまうこととなりました。これによりまして、令和4年度の一般廃棄物処理実績書の一部数値が誤りとなり、実績書の数値をもとに作成しておりました成果説明書に誤りが生じる結果となりました。剪定枝の数量が様々な表や数値に連動しておりますため、4ページ、29か所の誤りとなったところでございます。

また、本件につきましての再発防止策でございますが、データの集計システムを

変更し、計量システムの搬入データの全てが集計できるように改修を行いましたほか、本件は、システムへの入力ミスが原因でありますものの、こうした入力ミスを早期に発見するため、日々の報告書段階で、受付担当者が市町の発行する搬入指示書と計量データを照合し、確認するとともに、別の者が再度、翌週に前週のデータを照合し、確認を行うことといたしました。また、搬入車両台数につきましても、搬入指示書と突合することで、集計漏れのないよう万全を期してまいりたいと考えております。

つきましては、成果説明書、各数値の訂正をお願いいたしますとともに、令和4年度の決算認定につきましても、再度ご確認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○**奥村順一委員長** ただ今の説明に対しまして、質疑はございませんでしょうか。
中村委員、どうぞ。

○**中村正公委員** おはようございます。原因は今ので分かったんですが、ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですけど、この剪定の枝というのは資源化するというので、これの処理方法はどんなふうに行っているのか。それと23ページの正誤表の正の方で、剪定枝の保管等が、これでいくと、ここの数値が、保管は減っているんですが、0.36と。その辺の、剪定枝の処分の方法ですね、ちょっと基本的なことなんですが、それをちょっと教えていただきたいです。

○**原田周一委員** 今回の質問とは関係ないな。

○**中村正公委員** 関係ない、そうですか。

○**原田周一委員** そこを委員長、整理せんと。

○**中村正公委員** 分かりました。では、ここのね、1つは、23ページの保管の数値が、これがマイナスになりますね、ここの理由を教えてください。これはいいんですかね。

○**奥村順一委員長** 川戸施設課長。

○**川戸辰也施設課長** すいません、剪定枝の保管分等ということなんですけども、こちらの方は剪定枝であるとか、剪定枝以外にも、「等」とついていますので、剪定枝以外にも、例えば、不燃物が破砕処理施設に入ってきて、それを破砕して可燃なり埋立てに分けるときに、例えば粉じん防止とか火災防止で水をかけたりする場合には、入りと出の差が出てくるということになりますので、そういった水分量の差を、ここで全て補正をかけるという形でさせていただいていますので、剪定枝に限らず、いろいろなものそういう誤差の分をこちらの方で、剪定枝の保管等という形で帳じりを合わせていただいているという形になっております。

○中村正公委員 分かりました。結構です。

○奥村順一委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○奥村順一委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。
ここで、私の方から一言つけ加えをさせていただきたいと思えます。

今回の剪定枝の搬入量の0.36トンの増加については、確かに本決算の認定に関わるものではないとしても、添付資料とはいえ、このような間違いがあることは、今後の組合運営に対しまして不信が発生すると申し上げても過言ではないと思えます。

今、ご説明がありましたように、今後の取組を幾重にもチェックを行っていただきますとともに、内部統制のより一層の努力を図っていただきますようお願いを申し上げます。このことは苦言を呈することに聞き取れるかも知れませんが、組合の今後の運営、さらなる信用と、従事される職員の方々への労に反することのないよう、よろしく願いを申し上げまして、私、委員長からの一言とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、お諮りをいたします。

議案第19号決算書附属書類「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書」について、当局から訂正がありましたことを踏まえ、去る10月18日の決算特別委員会における決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥村順一委員長 異議がないようですので、原案のとおり認定すべきものとして、この後の議会運営委員会で確認の上、本会議において報告をさせていただきます。

それでは、理事者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
野村村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 本日は、3回目となる決算特別委員会を開催いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

もとより、議会に提出させていただきます資料については、間違いのないことが大前提でございます。また、間違いがあったとしても、できるだけ早期に確認を行い、本来なら、委員の皆様にご審議をいただくまでには訂正をすべきところでございます。しかしながら今回、こうした時期になって間違いが明らかとなり、決算特別委員会の皆様には、改めてご参集をいただくことになりましたことにつきまして、心からおわびを申し上げます。

今後は、職員一同、このことを深く心に刻み、二度とこのような間違いを起ささないよう対応してまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○奥村順一委員長 以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午前9時03分閉会

議案第18号

監査委員の選任同意を求めるについて

下記の者を監査委員に選任いたしたく、城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年10月5日提出

城南衛生管理組合

管理者 松村 淳子

記

氏名	うちざもとみ 内座元巳
生年月日	昭和37年4月8日
住所	京都府久世郡久御山町市田和気61番地1

提案理由

令和5年11月27日に本組合の知識経験を有する者から選任する監査委員の任期が満了することとなるため、城南衛生管理組合同規約第11条第2項の規定により、本組合監査委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第20号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和5年10月5日提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

記

- 1 取得の目的 新事務所棟映像・音響機器等
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 22,550,000円
- 4 契約の相手方 京都府宇治市菟道車田5番地の5
株式会社 伊藤電気
代表取締役 伊藤 茂成

提案理由

城南衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるため本案を提案するものであります。

議案第 2 1 号

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日 提出

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する
 条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例
 （平成14年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正す
 る。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、
 下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この 条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定め るところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>家庭系廃棄物</u> 一般家庭 の日常生活に伴って生じた<u>廃棄 物</u>をいう。</p> <p>（3） 略</p> <p>（一般廃棄物の適正処理）</p> <p>第8条 組合は、前条の規定により 定めた処理計画に従い、組合市町 の区域内における<u>家庭系廃棄物</u>を 生活環境の保全上支障が生じない ように適正に処理しなければならない。</p> <p>2 組合は、<u>家庭系廃棄物</u>の処理に 支障がないと管理者が認めるとき は、組合市町が承認した事業系一 般廃棄物の処理を行うものとする 。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この 条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定め るところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>家庭系一般廃棄物</u> 一般 家庭の日常生活に伴って生じた <u>一般廃棄物</u>をいう。</p> <p>（3） 略</p> <p>（一般廃棄物の適正処理）</p> <p>第8条 組合は、前条の規定により 定めた処理計画に従い、組合市町 の区域内における<u>家庭系一般廃棄 物</u>を生活環境の保全上支障が生じ ないように適正に処理しなければ ならない。</p> <p>2 組合は、<u>家庭系一般廃棄物</u>の処 理に支障がないと管理者が認め るときは、組合市町が承認した事 業系一般廃棄物の処理を行うもの とする。</p>

改正後	現行
<p>(搬入禁止物)</p> <p>第9条 <u>搬入禁止物は、次の各号に掲げる物とする。</u></p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(<u>一般廃棄物の受入</u>)</p> <p>第10条 <u>組合市町又は組合市町が収集運搬を委託した者による収集によらず、組合の処理施設に一般廃棄物を搬入する者(土地又は建物の占有者(占有者がない場合は土地又は建物の管理者とする。以下同じ。))が法第7条第1項の規定により組合又は組合市町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「一般廃棄物収集運搬許可業者」という。)に委託して搬入する場合を含む。以下同じ。)</u>は、<u>規則</u>で定める受入基準に従わなければならない。</p> <p>2 管理者は、<u>次のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物の受入れを拒否することができる。</u></p> <p>(1) <u>組合の処理施設に一般廃棄物を搬入する者が前項の受入基準に従わない場合</u></p>	<p>(搬入禁止物)</p> <p>第9条 <u>土地又は建物の占有者は、組合が行う一般廃棄物の収集に際して、又は組合の処理施設に一般廃棄物を搬入するに際しては、次の各号に掲げる物を排出又は搬入してはならない。</u></p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(<u>事業系一般廃棄物の受入基準</u>)</p> <p>第10条 <u>事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)</u>は、<u>事業系一般廃棄物を組合の処理施設に搬入する場合には、自己搬入廃棄物取扱規則(平成7年城南衛生管理組合規則第3号)</u>で定める受入基準に従わなければならない。</p> <p>2 管理者は、<u>前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合は、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。</u></p>

改正後	現行
<p>(2) <u>その他管理者が一般廃棄物を受け入れることが適当でない</u>と認める場合</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第14条 一般廃棄物の処理手数料は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>組合の処理施設に搬入される一般廃棄物（組合市町又は組合市町が収集運搬を委託した者が搬入するものを除く。）</u>の処分手数料 別表第2</p> <p>2 略</p>	<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第14条 一般廃棄物の処理手数料は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自己搬入廃棄物取扱規則の定めるところにより搬入されるごみ</u>の処分手数料 別表第2</p> <p>2 略</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

種別	取扱区分		手数料
し尿	組合が収集・運搬処分するとき	(1) 一般家庭又はこれに準ずるものから排出されるもので定期の収集・運搬処分をするもの	1世帯につき 月額 900円
		(2) 前号以外のものから排出されるもの	90リットルまでごとに 1,300円
	占有者等が管理者の指定する場所に搬入し処分を委託するとき		1,800リットルまでごとに 19,900円
浄化槽汚泥	許可業者が浄化槽汚泥を管理者の指定する場所に搬入し処分を委任するとき		100リットルまでごとに 98円

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 1 4 条関係）

種別	取扱区分	手数料
1 類 土砂等	土地又は建物の占有者が排出する土砂等（営業に伴う事業系の物は除く。）の処分	100キログラム までごとに 1,200円
2 類 1 類に該当しない可燃性又は不燃性の一般廃棄物	土地又は建物の占有者が生活に伴い排出する一般廃棄物又は事業活動に伴い排出する一般廃棄物の処分（3 類に該当しないものに限る。）	100キログラム までごとに 1,500円
3 類 処理困難物	土地又は建物の占有者が生活に伴い排出する一般廃棄物又は事業活動に伴い排出する一般廃棄物の処分（当該一般廃棄物の量若しくは形態又は性状によって、組合の処理施設による通常の方法では適正処理が困難であると判断されるものに限る。）	100キログラム までごとに 2,250円

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 （第 1 5 条関係）

種別	取扱区分	手数料
条例第 1 1 条に定める産業廃棄物	土地又は建物の占有者が事業活動に伴い排出する産業廃棄物で規則で組合が処理することができるものと定めた廃棄物の処分	100キログラム までごとに 1,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例別表第 1 のし尿処理手数料は、令和 6 年 4 月 1 日以後に確定するし尿処理手数料について適用し、同日前に確定したし尿処理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

し尿処理手数料の改定及びごみの受入れに係る規定の整理について、所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。